

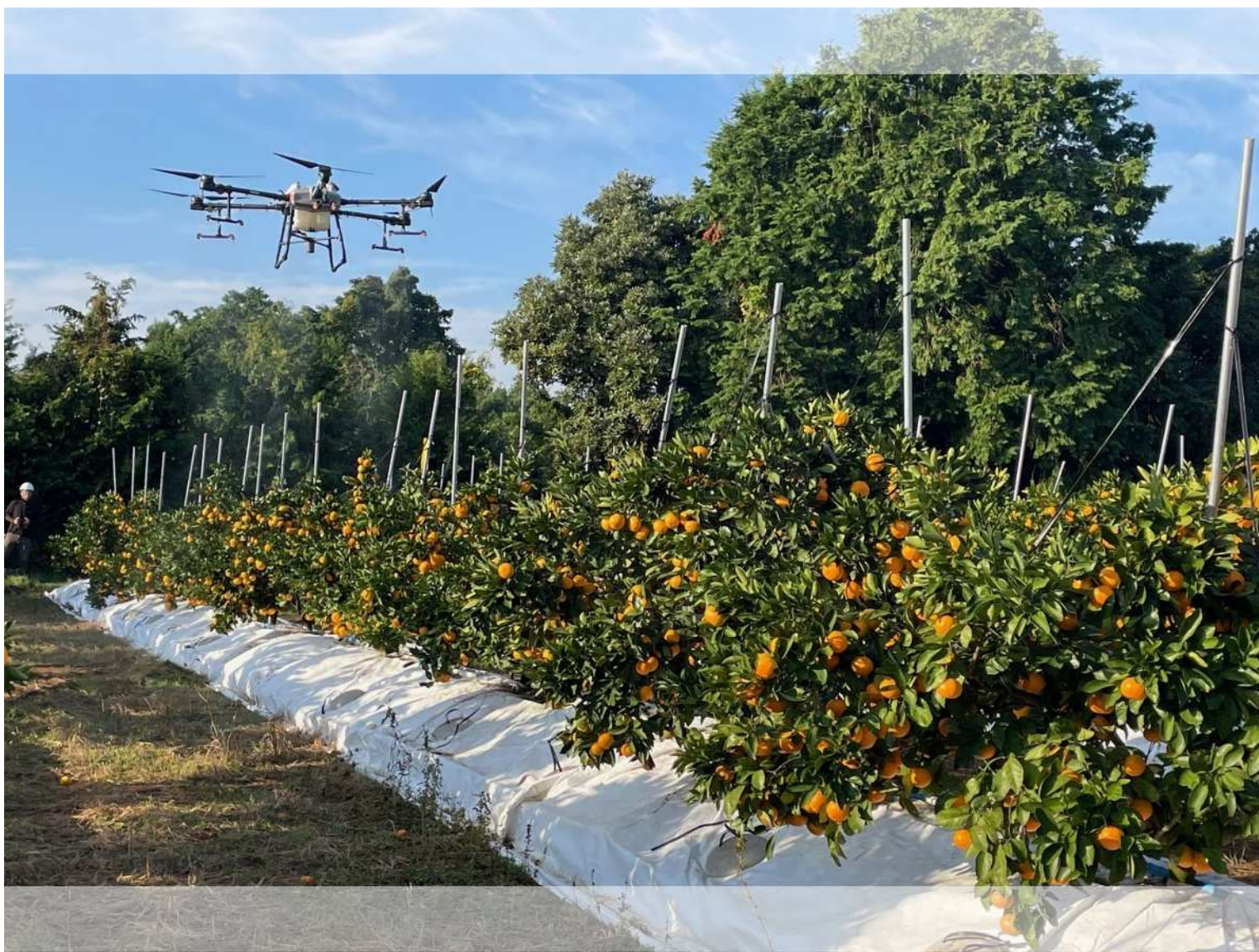
目標年度

令和12年度

佐賀県果樹農業振興計画



さが園芸888運動
チャレンジ、結果あふれるさが農業へ



令和8年6月 佐賀県



目 次

	頁
1 果樹農業の振興に関する方針	
(1) 振興に関する基本的な展開方向	1
(2) 主な推進事項	3
(3) 推進事項別の具体的な内容	4
2 果樹の種類別の生産振興方向	1 7
3 地域の自然的・経済的条件に応じた果樹園経営の指標等	2 8
4 参考資料	
「果樹産地構造改革計画」の実現に向けた取組	3 6
佐賀県の果樹農業の動き	3 7
果樹農業振興基本方針（農林水産省 令和7年4月公表）	4 1
果樹農業振興特別措置法	6 9
果樹農業振興特別措置法施行令	7 3
果樹農業振興特別措置法施行規則	7 4



1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 振興に関する基本的な展開方向

本県の果樹農業は、県央の天山を境に、県南部側の有明海沿岸から多良岳山系へと続く丘陵地帯において、露地温州みかんや中晩柑を中心とした栽培が行われています。また、県北西部の玄界灘沿岸にのびる東松浦半島一帯では、全国トップの栽培面積と生産量を誇るハウスみかんを中心とした産地が、さらに県西部の西松浦半島における丘陵地帯では、なしやぶどう等の落葉果樹が広がっています。このように、自然条件等を生かした特色のある多彩な果樹産地が形成されています。

本県の令和6年度の果樹産出額は農業全体の約14%に当たる192億円となっており、本県農業の重要な位置を占めています。最近の果樹農業を取り巻く情勢からは、以下の対応が必要となっています。

- ・生産面では、秋冬期の高温や春先の急激な温度変化、夏場の高温・少雨等の異常気象の多発などにより、収量や品質が不安定となっています。このため、需要に見合った生産量を確保するためには、気候変動に適応した栽培技術の導入による生産の安定化を図るとともに、効率的な生産方式への転換によって生産量の増大を図っていく必要があります。
- ・販売面では、食味の良い優良品種への転換が進んでいることや、生産者の減少に伴い全国的に生産量が減少していることなどから、販売単価が向上しています。一方、資材費や燃料等の価格高騰により経費が増加しており、収益性が低下しています。このため、生産コストの削減を進めるとともに、産地の規模が縮小傾向にある中、果樹産業の持続的な発展を見据えた集荷・選果体制や物流・販売方法の見直しが必要です。さらに、将来的な人口減少に伴う国内需要の減少や嗜好の変化などを踏まえて、輸出に向けた生産や多様化するニーズへの対応も必要となっています。
- ・構造面では、生産者の高齢化や後継者不足が進行する一方、担い手の確保や規模拡大が進んでいないことから、産地の面積が減少しています。また、人手不足により農繁期等に必要な雇用の確保が大変難しい状況となっています。このため、新たな担い手を確保するとともに、基盤整備等を実施することで、作業性の高い園地を拡大していく必要があります。

このような中、県では、令和元年度から、生産者をはじめJAや市町などの関係者と連携し、「さが園芸888運動」に取り組んでおり、平成29年に629億円であった園芸産出額を、令和10年までに888億円とする目標を掲げています。本県の果樹農家の更なる発展に向け、収益性の高い果実づくりや気候変動への適応、スマート農業による省



力化などの取組を進め、『稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ』を行うとともに『次世代の担い手の確保・育成』に取り組むことで、本県の果樹産地の活性化を図り、未来へとつながる好循環を拡大していきます。

また、各産地では、消費者ニーズに応じた生産の推進や戦略的な生産・販売体制の構築といった果樹産地の構造改革に向け、「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定し、国や県の補助事業等を積極的に活用しながら、計画の実現に向けた取組が進められています。

今後は、「産地計画」の見直しを図りつつ、果樹産地の構造改革を一層推進するとともに、生産者をはじめとする幅広い関係機関・団体が連携し、県内各産地が有する特性や、長年にわたり蓄積されてきた高度な技術等を最大限に生かしながら、生産者にとっても、また消費者にとっても魅力のある佐賀県果樹農業の確立を目指すものとします。



(2) 主な推進事項

基本的な展開方向ごとの主な推進事項は次のとおりです。

基本的な展開方向	主な推進事項
稼ぐ果樹経営体の創出に向けた磨き上げ	(1) 佐賀の強みを活かした収益性の高い果実づくり 1) 安定的な高品質果実生産技術の導入推進 2) 優良品種の導入や収益性の高い品目への転換の推進 3) 省エネ対策の徹底など低コスト化の推進 4) 省力機械、技術の導入や基盤整備等による省力化の推進 5) 気候変動への適応に向けた取組強化 (2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及 1) 労働生産性を向上させるスマート農業の推進 2) 気候変動に適応した収量・品質の向上を実現する環境制御技術の確立 3) 産地の課題解決に対応した新品種の開発・普及 4) 知的財産保護に関する啓発活動の強化 (3) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進 (4) 県産果実のブランド力の向上と販路の拡大 1) 県産果実のブランド力の向上等による有利販売の推進 2) 国内外への販路拡大 3) 多彩な消費拡大対策の展開 (5) 持続可能で安全、安心な果実づくり (6) 多様な雇用人材の確保 1) 地域や産地に応じた労働力確保の仕組みづくり (7) 地域構想を実現する基盤整備の推進と生産基盤の強化 1) 果樹園地の基盤整備の促進 2) 遊休農地の活用に向けた取組推進 3) 鳥獣被害防止対策の取組推進 4) 集出荷施設の再編・統合による流通の効率化の推進
次世代の担い手の確保・育成	(1) 意欲のある新規就農者の確保 1) 幅広いルートからの意欲ある人材の確保 2) 新たな担い手の受け入れ体制づくり (2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の経営参画推進 (3) 企業・法人の果樹農業参入の推進 (4) 優良農地の確保・集約 1) 園地継承の推進 2) 平坦で作業性の高い果樹団地の整備拡大



(3) 推進事項別の具体的な内容

稼ぐ果樹経営体の創出に向けた磨き上げ

近年、国内での堅調な需要や果実品質の向上により、果実価格は上昇傾向で推移しています。一方で、気候変動等の影響による収量の減少や、肥料・重油価格等の資材費の高騰により、収益性の不安定化が問題となっています。また、生産者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、栽培面積は長期的に減少が続いています。

このため、気候変動に適応した果実の安定生産技術や品種の導入による安定的な収量の確保を図るとともに、省力化やスマート技術の導入による生産の効率化、省エネルギー化・省コスト対策の徹底等により、収益性の高い果実生産を推進します。あわせて、作業性の高い園地づくりに向けた基盤整備を推進します。

(1) 佐賀の強みを活かした収益性の高い果実づくり

1) 安定的な高品質果実生産技術の導入推進

近年、気候変動による影響で、全国的に果実の生産量が減少しています。果実の需要に対して産地からの供給が十分に回っていない状況にあり、生産量の増加が求められています。このため、用水・灌水設備等、安定生産に不可欠な設備の整備や、生育ステージに応じた適切な水分管理を推進するとともに、遮光・遮熱資材の活用や隔年交互結実栽培技術の導入など、気候変動に適応した生産対策を実施することにより、果実の安定生産・供給を目指します。

また、果実は依然として「嗜好品」としての位置づけにあり、贈答品として利用されるほか、日常的な消費においても、一定程度の高糖度な品質が求められています。このため、高品質な果実生産を可能とする根域制限栽培や、露地温州みかんの巻き上げマルチ栽培、シールドイングマルチ栽培（以下、S. マルチ栽培）といった生産技術の一層の導入を推進します。

2) 優良品種の導入や収益性の高い品目への転換の推進

本県果樹の柱である露地温州みかんについては、消費者が求める「おいしい果物」への需要に応えるため、品質が安定せず市場評価の低い極早生品種から、早生・普通温州や中晩柑品種等の優良品種への改植を進めてきました。その結果、平成 17 年当時 50%を占めていた極早生品種の比率は、令和 6 年時点では 36%まで低下しています。また、品種の乱立の様相を呈していた中晩柑類についても、各地域で推奨品種の選定が進められ、販売を見据えた出荷量の確保と果実の高品質化が図られてきています。

現在の国内全体のかんきつの生産量は、かつての供給過剰な状況から脱してきており、現行の生産バランスを維持しつつ、引き続き、優良品種への転換を進めていく必要があります。今後は、地域で選定された推奨品種に加え、県育成品種である「にじゅうまる（佐賀果試 35 号）」等への改植を推進します。



ハウスみかんや落葉果樹の一部では、気候変動の影響により花芽の確保や安定した着果確保が困難になりつつあり、収量の不安定化が顕著となっています。このため、試験研究による対策技術の開発や、その成果の速やかな普及拡大を図るとともに、気候変動の影響を受けにくい品種の導入や代替園の確保など、品種の転換が円滑かつ迅速に実施される体制の構築を推進します。

また、なしやすもも、キウイフルーツなどの落葉果樹においては、十分な着果量を確保していくため、人工授粉に必要な花粉を採取する受粉樹の計画的な植栽や共同花粉採取の実施など、花粉生産体制の構築を推進します。

さらに、果樹全般においては、既存農家の経営拡大や労力分散を可能とする品種構成に見直し、販売戦略として活かしていく必要があります。時期別の需要量の推移を踏まえ、需要や労働力に見合った品目・品種構成へ転換するとともに、安定的な生産・出荷体制を構築することで、収益の安定化を図ります。

加えて、これまで県内で産地化されていなかった新たな品目の生産についても、県内の先進事例や、他県における生産状況、既往の研究成果等について情報収集を行い、既存の施設・設備等を活用して有利な販売が見込まれるものに絞り込み、導入に向けた検討を進めます。

3) 省エネ対策の徹底など低コスト化の推進

近年、資材価格の高騰等により、生産コストは上昇しています。特にハウスみかんにおいては、燃油価格の変動が収益性に大きく影響しています。このため、施設栽培における加温用A重油使用量の低減に寄与するヒートポンプ等の省エネルギー化装置の導入を進めるとともに、省エネルギー栽培に関する指導の徹底を図ります。また、農業機械等の共同利用や中古ハウスの活用、栽培品種・品目・作型の見直し等により、生産コストの低減を推進します。

4) 省力機械、技術の導入や基盤整備等による省力化の推進

個々の生産者が経営規模の拡大を通じて収益性を向上させていくためには、単位面積当たりの労働時間の削減や、雇用労働力の導入を前提とした生産技術の簡易化が必要となります。

このため、露地温州みかんの根域制限栽培、わい性台木栽培、隔年交互結実栽培及び、なしの大苗育成と組み合わせたジョイント仕立て栽培等の生産技術について普及拡大を推進します。

また、露地みかんでは園地設計を見直し、整列樹形やS.マルチ栽培の導入を拡大することで、通路の確保による作業性の向上を図るとともに、SS(スピードスプレヤー)や運搬車、マルチの巻き上げ装置等の省力化機械・装置の導入を推進します。

さらに、AIによる自動かん水、ドローンを活用したセンシングや防除、ロボット草刈り機、追従型ロボット等のスマート農業技術の導入を推進します。これらの導入効



果を十分に発揮させるためには、これまでの単収向上に主眼を置いた生産方式から、作業性や効率性を向上させることで、大面積を安定的に管理し、出荷量の増加が可能となる生産方式に転換する必要がある、生産者や栽培面積の減少に対応した産地維持の方策と合わせた取組を進めていきます。

加えて、収穫後における果実の調整・出荷作業についても、省力化を図るための環境整備や流通業者との連携により、作業の合理化を推進します。

さらに、傾斜地果樹園における作業環境の改善を目的とした生産基盤の整備は、防除・運搬等の作業の軽労化や省力化に加え、急傾斜地における転倒等の農作業事故を未然に防止する上でも極めて重要です。このため、地域計画等により優良農地として位置づけられた園地については、SS や作業用トラック等が園内に乗り入れ可能となる園内道の整備や、機械化を見据えた園地の傾斜緩和等を推進します。

5) 気候変動への適応に向けた取組強化

近年、秋冬期の高温や春先の急激な温度変化、夏場の高温・少雨等の異常気象が多発しており、果樹経営に深刻な影響を及ぼしています。

このような中、かんきつでは日焼け果や裂果の多発、隔年結果の助長、ハウスみかんでは発芽不良や花芽不足、落葉果樹では、なしにおける発芽不良や果肉障害、ぶどうの着色不良や糖度不足、うめやすももの結実不良など、各品目において生産上の課題が増加しています。

これらの気候変動の影響に適応するため、自然条件に適した新たな品目の導入に向けた試験研究を進めるとともに、品目・品種構成の見直しを行います。

また、用水・灌水施設の整備や、遮光資材等の高温対策資材、隔年交互結実栽培技術の導入など、気候変動の影響を受けにくい高品質・安定生産技術の開発及び導入を進めるとともに、その普及・指導体制の強化を図ります。

加えて、気候変動に伴い害虫発生の前進化や長期化などにより、適期防除の判断が困難となっていることから、農地環境推定システムを活用し、エリアごとの病害虫の発生状況や防除適期を予測するモデルを導入することで、省力的かつ効果的な防除の実践を目指します。

さらに、経営の安定を図るため、果樹共済や収入保険制度といったセーフティネットへの加入について一層の推進を図ります。



＜S.マルチ＞



＜なしの低樹高 V 字ジョイント＞

(2) スマート農業の推進や新品種、新技術の開発・普及

1) 労働生産性を向上させるスマート農業の推進

将来的に労働力の確保が一層困難となることが想定される中、産地の維持・発展のため、農作業の軽労化や自動化につながり、労働力不足の解消に寄与するスマート農業の導入を推進します。具体的には、ドローンや自動走行 SS による農薬散布技術、自動走行が可能なロボット、遠隔操作による自動かん水技術等の普及を図ります。

また、「誰でも取り組める農業」の実現に向けて、栽培管理指標の可視化や新規就農者の円滑な技術習得を目的とし、スマートフォン等で撮影した画像を活用した生育状況の把握、スマートグラスを用いた栽培管理の支援、画像解析による病虫害診断などの AI・IoT 技術を活用した果樹栽培支援についても推進します。

一方で、スマート農業機械は従来の機械と比べて導入費用が高額であるほか、運用に当たっても追加的な経費が発生する場合があります。このため、導入コストに加え、導入によって削減される労働時間や、経営規模の拡大により見込まれる収入増加などを勘案し、費用対効果を分析した上で導入を推進します。

さらに、これらの技術の導入効果を最大限に発揮させるためには、基盤整備等により、当該技術の活用に適した農地条件を整えることが重要であることから、園地設計の見直しとあわせた取組を進めていきます。

2) 気候変動に適応した収量・品質の向上を実現する環境制御技術の確立

近年、特に施設果樹において、気候変動の影響により、これまで産地で取り組んできた栽培手法では、安定した生産量の確保が困難となりつつあります。このため、園地ごとの温度、湿度、土壌水分、日射量、二酸化炭素濃度等の環境因子をリアルタイムに計測するとともに、樹体の生育や果実生産に最適な環境に調整し、収量や品質向上に活かしていく必要があります。

こうしたことから、樹体情報や栽培環境等のデータを総合的に収集・可視化することで収量・品質の向上に資する最適な栽培管理技術の確立を進めます。特にハウスみ



かんにおいては、ヒートポンプチャラーと効率的な炭酸ガス施用を組み合わせることで、省エネルギー化や低コスト化を図りつつ、生育の均一化及び安定的な増収につながる技術の確立を目指します。

3) 産地の課題解決に対応した新品種の開発・普及

近年、気候変動の影響により、温州みかんや中晩柑では日焼けや浮皮、隔年結果、貯蔵性の低下、なしでは発芽不良や果肉障害の発生が生じており、正品率の低下や収量の不安定化が大きな課題となっています。

このため、これらの課題の解決を図り、県内産地における戦略的な生産・販売を可能とする露地みかん、中晩柑及びなしの新品種の開発を進めるとともに、県育成の「にじゅうまる」等の優良品種の普及を推進します。

4) 知的財産保護に関する啓発活動の強化

「にじゅうまる」をはじめとする県育成品種は、長い年月をかけて開発され、生産者や販売等関係者の継続的な努力によって価値が築き上げられてきた、本県の果樹生産を支える重要な財産です。県育成品種の種苗が不正に流通することを防止し、こうした価値を毀損することがないように生産者や関係者に対し、種苗法や商標法の遵守に関する啓発活動を強化し、知的財産の重要性について周知徹底を図ります。

あわせて、海外展開も見据え、県育成品種に係る知的財産の適切な保護及び管理を徹底します。



<ドローンによる薬剤散布の様子>



<撮影画像を活用した生育状況診断>



(3) 農村地域の資源を活かした経営の多角化・起業の促進

地域の特色を生かした加工品づくりや、農家レストラン等、多様なニーズに対応した農村ビジネスの取組を拡大することにより、地域の基幹産業としての付加価値を高め、若い世代にとって魅力ある産業とすることが重要です。

このため、新たに農村ビジネスを始めようとする生産者や農業法人、若手生産者グループ等の掘り起こしを行うとともに、食品事業者との連携を推進します。

(4) 県産果樹のブランド力の向上と販路の拡大

1) 県産果実のブランド力の向上等による有利販売の推進

①おいしさ等品質重視の出荷体制の強化

市場取引において安定した価格を確保するためには、おいしさや鮮度等に優れた高品質な果実を、計画に基づき安定的に出荷していくことが必要となります。

このため、優良品目・品種の導入や、高品質果実生産につながる指定園地制度の実施など、生産段階における取組の徹底を図るとともに、栽培管理状況に応じた区分荷受けや、自家選別の確実な実施、選果基準の徹底を進めることにより、おいしさ等の品質を重視した出荷体制の整備を推進します。

また、光センサー式選果機の選果工程で得られる品質データを活用することにより、品質保証の取組を強化します。

さらに、同選果機で取得した品質データを生産者へフィードバックし、栽培管理の改善に生かすことで、高品質果実の安定的な生産・出荷を推進します。

②市場の集約等による有利販売の推進

今後、市場における県産果実の占有率を高め、有利販売を実現していくためには、品種の重点化を進め、良食味な品種への改植やリレー出荷が可能となる品種構成の見直しを行うことで、市場の集約や各産地の「連携」を強化し、市場への安定出荷体制を構築していく必要があります。

③中晩柑の新品種「にじゅうまる」のブランド化の推進

佐賀県が20年以上かけて開発した中晩柑の新品種「にじゅうまる」は、果実が大玉であることに加え、糖と酸のバランスに優れ、ジューシーで食味が良く、貯蔵性にも優れ、市場において高い評価を得ています。

今後も、良食味な果実の安定生産に取り組むとともに、更なる販路拡大のため、効果的なプロモーションの展開、マスメディア・SNS等を活用した情報発信を行い、認知度向上対策と販売促進対策を一体的に進めることで、ブランド力の更なる向上を図ります。

これらの取組を通じて、佐賀県を代表するブランドとして位置づけられている「にじゅうまる」を、日本を代表する中晩柑品種として育成・定着させます。



2) 国内外への販路拡大

①大都市圏での販売促進や多様な販路の開拓

大消費地である大都市圏における販売促進のため、各種メディア等を活用した認知度の向上や情報発信の強化に取り組むとともに、食品メーカーとコラボレーションによる商品開発、J A 等関係団体や量販店と連携した販売促進活動を推進します。

また、市場流通を基本としつつ、産地と小売業者との直接取引や、コンビニエンスストアにおける販売、通信販売・カタログ販売、インターネットを活用した販売や消費者への直接販売、さらには「ふるさと納税」制度の活用など、多様な販路の開拓を進めます。

②アジア各国を中心とした海外市場への販路拡大

アジア各国の富裕層やインバウンドの増加に伴い県産果実のニーズが高まっています。

このため、海外市場への販路開拓・拡大を推進します。

3) 多彩な消費拡大対策の展開

①果実消費拡大運動の更なる推進

これまで、全国的に果物消費拡大の取組が展開されてきたものの、摂取量は増えておらず、その要因の一つとして、果実生産が国内需要に十分に答えきれず、価格が高止まりしていることが挙げられます。

このため、生産の合理化により、手頃な価格で購入しやすい生食用果実や業者向けの加工専用果実を生産する大規模経営体等を育成、支援し、消費拡大に向けた取組を推進します。

また、糖尿病等の生活習慣病の増加を背景に、果物が有する機能性成分への関心が高まっていることから、「機能性表示食品」制度を活用した健康増進効果の PR により、「毎日くだもの 200 グラム運動」等、果実消費拡大運動の更なる推進を図ります。

②地産地消や食育の取組等による消費拡大の推進

これまでスーパーマーケット等におけるインショップや飲食店、農産物直売所、道の駅等での果実の販売を通じて、「地産地消」は一定程度定着しています。

今後は、物流コストの低減にもつながる「地産地消」の取組をさらに拡大していくため、果実の機能性を生かした病院食としての提供や、果物を食べる食生活習慣の定着を図るための学校給食での提供を推進していきます。



③消費者ニーズを踏まえた果実加工の取組推進

生鮮果実の購入量が減少する一方で、手軽さや食べやすさ等を背景に、ジュースやカットフルーツなどの加工品の需要は増加傾向にあります。

このため、地域や食品産業と連携し、各産地の果実について菓子類や飲料、ケーキやパフェ等といった加工品への活用を図ります。また、収穫期に確保した果汁や果肉を、果実の出荷が少ない時期に加工品として供給することにより、端境期における認知度向上や、ブランド力の向上にもつなげていきます。



<「にじゅうまる」の加工品>



<県内企業とのコラボ商品
(「にじゅうまる」を使用)>

(5) 持続可能で安全、安心な農産物づくり

食物アレルギーの増加や、食に関する事故の発生等を背景に、食の安全・安心に対する消費者の関心は年々高まっています。また、国においては「みどりの食料システム戦略」が策定され、環境負荷の低減や地域資源の有効活用に向けた取組が求められています。

このため、果樹農業においても、堆肥の利活用による土づくりを基本とし、化学肥料や化学合成農薬の使用を極力削減した特別栽培農産物の生産や、天敵の利用等を組み合わせた総合的病害虫管理（IPM）の取組等を進めています。

あわせて、生産段階における危害防止対策等を定め、安全性を確保するための取組である農業生産工程管理手法（GAP）の更なる推進を図ります。

(6) 多様な雇用人材の確保

1) 地域や産地に応じた労働力確保の仕組みづくり

果樹経営においては、収穫作業や授粉作業、摘果・袋掛け作業等を中心に季節的な雇用労働力が必要とされます。一方で、作業時期が特定の期間に集中することから、通年での雇用確保が困難な状況にあり、このことが経営規模拡大の阻害要因の一つとなっています。



このため、スマートフォンアプリを活用した求職マッチングの推進に加え、農作業受託組織の設立、農福連携の取組、収穫ボランティアや外国人材の活用等を進めることにより、品目ごとの重要な管理時期に必要な労働力が確保されるよう、地域や産地の実情に応じた労働力確保の仕組みづくりを推進します。

(7) 地域構想を実現する基盤整備の推進と生産基盤の強化

1) 果樹園地の基盤整備の促進

生産者の高齢化や後継者不足、産地面積の減少が進行する中、果樹産地の持続的な発展につなげていくため、将来にわたり守っていく優良園地とそうでない園地とをゾーニングし、担い手へ集約しながら、地域構想を実現する基盤整備を推進します。

あわせて、機械化等による作業環境の改善や、省力化・低コスト化を図るとともに、露地みかんにおけるマルチの巻き上げ装置の普及拡大等を進めるため、小規模基盤整備による園地の傾斜緩和や園内道の整備等を推進します。

2) 遊休農地の活用に向けた取組推進

果樹産地の中には、高品質果実生産が期待できる優良園地であるにもかかわらず、遊休農地となっている園地も存在します。このような園地については、国庫事業等を活用して再生を進めるとともに、新規就農者や周囲の担い手へ集積していきます。

また、比較的生産労力の少ない香酸かんきつ等の導入を検討するなど、樹園地の維持・活用を図ります。

3) 鳥獣被害防止対策の取組推進

樹園地の多くが中山間地域に分布していることに加え、荒廃した樹園地が野生鳥獣の餌場や隠れ場所となっていることなどから、イノシシ等による鳥獣被害が深刻化しています。

このため、関係機関や生産者等との連携により野生鳥獣の餌場や隠れ場所となる放任果樹園の伐採等による「棲み分け対策」を進めるとともに、狩猟や捕獲等により野生鳥獣の個体数増加を抑制する「捕獲対策」、さらに、集落や生産組合を単位としたワイヤーメッシュ防護柵等を整備する「防除対策」について、総合的に取り組むことで、鳥獣被害の軽減を図ります。

4) 集出荷施設の再編・統合による流通の効率化の推進

担い手の減少や高齢化、生産量の減少等に伴い、今後、利用率の低下や輸送に係る労働力不足により、集出荷施設の運営体制等に支障が生じることが懸念されます。

このため、地域の構想に基づく将来像の実現に向け、選果施設の再編・集約を進めるとともに、AI選果機の導入による選果作業の省力化や、出荷規格の統一・簡素化による合理化を図ります。



再編・集約により、各産地や生産者が有する多様な果実が集約されることが期待されることから、様々な果実の組み合わせにより出荷量の平準化を図るとともに、販売力の強化につなげていきます。

また、外観不良果等を活用した果実加工により、地域のブランディングや生産コストの回収を図る取組を進める場合には、加工仕向けラインの設定等による合理化を進めます。

さらに、出荷形態の見直しや共同輸送等を進めることにより、流通コストの低減や集出荷の効率化等を図ります。

加えて、気候変動の影響を回避しつつ、品目ごとの端境期において有利販売を行うため、冷蔵設備等を備えた長期貯蔵が可能な貯蔵施設の整備を推進し、高単価の販売につなげます。



<果樹園地の基盤整備>



<標準仕様パレットによる効率的な集出荷>



次世代の担い手の確保・育成

今後も産地を維持していくため、意欲ある担い手に対して重点的な支援を行い、収益力のある大規模果樹経営体の育成を図るとともに、新たな果樹生産者の確保・育成に向けた取組を強化します。

また、就農後早期に経営安定が見込まれる園地継承の仕組みを構築すること等により、産地の維持・発展に努めます。

(1) 意欲ある新規就農者の確保

1) 幅広いルートからの意欲ある人材の確保

果樹産地を維持していくためには、U・Iターン就農の支援に加え、他品目からの転換者や農業への新規参入者など、新たに果樹農業に取り組む人材を確保する必要があります。

このため、県内で活躍する若手生産者の事例や、労働生産性の高い省力樹形など、魅力ある果樹農業の取組について、動画コンテンツやSNS、各種メディア等を活用して積極的に情報発信を行います。

あわせて、就農入門セミナーや体験研修等の実施による就農希望者の呼び込みに加え、地域や部会の研修会、広報誌等を通じた周知により、親元就農を含む新規就農者の確保を図ります。

2) 新たな担い手の受け入れ体制づくり

果樹は栽培技術が高度であり、短期間での技術習得が困難であることに加え、未収益期間が発生するため、十分な所得確保に至るまでに長期間を要することから、他品目と比較して新規参入者が少ない傾向にあります。

このため、果樹の栽培技術を体系的に習得するための「トレーニングファーム」の設置や、トレーナー制の導入を支援します。

また、露地みかんの根域制限栽培や、管理が容易で成園化の早いなしのジョイント仕立て栽培等による大規模果樹団地の整備を推進し、園地継承の取組と合わせ、U・Iターン就農希望者や定年退職者等が就農しやすい環境づくりを進めます。

さらに、就農後においても、経営発展に向けたスキルアップ研修を開催する等の支援を行い、経営の安定化を図ります。

(2) 経営力のある担い手の育成や女性農業者の経営参画推進

露地みかんの根域制限栽培や、なしのジョイント仕立て栽培などの省力・高品質生産技術の導入を進めるとともに、園地基盤整備や担い手への園地の利用集積による経営拡大を図りながら、複数品種・品目の組合せによる経営の安定化を進めます。

さらに、産地内の人材や余剰労力を活用することにより、持続性の高い果樹経営を主体とする大規模経営体の育成を図ります。



また、女性農業者に対する技術・知識の習得支援等を通じた経営力の向上や、地域内外における女性農業者のネットワークの構築を支援することにより、女性農業者の積極的な経営参画を推進します。

(3) 企業・法人の果樹農業参入の推進

担い手の確保が困難な産地や、まとまった農地の確保が見込まれる産地においては、企業・法人の参入を推進します。

あわせて、輸出や加工等の関連産業への取組を進め、雇用の創出や地域の活性化につなげます。

(4) 優良農地の確保・集約

1) 園地継承の推進

果樹産地を維持していくため、市町や農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、地域計画に基づいた優良園地の集積・集約及び継承リストの整理を進め、意欲ある担い手や新規就農者に園地を円滑に継承します。

また、産地ごとの特色に応じて、園地の「のれん分け」等による園地継承システムの整備を進めるとともに、新規就農者の入植予定園地に係る事前に整備する体制の構築や、ハウスや農業機械等の資産継承についても推進します。

2) 平坦で作業性の高い果樹団地の整備拡大

条件が悪く、生産の継続が困難な園地については、非農用地化を進める一方で、水田への根域制限栽培の導入や、中山間地域における排水性の高い園地での埋め込み式根域制限栽培及びS.マルチの導入を推進します。こうしたことにより、栽培管理の効率化と機械化を進めて、果樹産地の維持を図ります。

また、基盤整備等により整備された大規模果樹団地については、規模拡大を志向する生産者や、農業参入に関心のある企業・法人の呼び込みを進めます。



＜担い手確保に向けた話し合い＞



＜新規就農者への栽培指導＞



＜鏡地区のミニトレーニングファーム＞



＜水田等に造成された果樹団地＞



2 果樹の種類別の生産振興方向

露地温州みかん

■ 現状と課題

- 令和6年産における栽培面積（結果樹面積）は1,486ha、生産量は24,540tであり、産出額は果実全体の約2分の1を占めるなど、本県果樹の柱となっています。一方で、栽培面積は高齢化や後継者不足等により、ここ10年間で約33%減少しており、産地の維持・発展に向けた取組が急務となっています。
- 産地を維持していくためには、新たな担い手の呼び込み、研修体制等の整備に加え、就農直後の経営安定に不可欠な園地の継承を進めていく必要があります。また、高齢となっても長く生産を継続できるよう省力化技術の導入支援等を行うことで、栽培面積の減少を抑制することが期待されます。産地においては、継承園地リストの作成が進み、新規就農者の円滑な受け入れに向け、部会単位でのトレーナー制度の導入が始まっています。
- 長年の課題であった品種構成の見直しについては、品質が安定せず市場評価が低かった極早生品種から、早生・普通温州や中晩柑等への転換が進んでおり、極早生品種の割合は露地温州みかん全体面積の36%まで低下しています。
【令和6年産の比率】 極早生：早生：普通＝36：26：38
- 引き続き、品種構成のバランスを考慮しながら、極早生については極早生の優良品種である「ゆら早生」や、早生、普通温州などの、高品質な果樹生産が可能な品種への転換を進める必要があります。
- また、果実価格が上昇傾向で推移する中、今後は需要や生産者の経営・労働力に見合った品種構成へと転換し、安定的な生産・出荷体制を確立することで、収益の安定化を図ることが重要となっています。
- 近年、高温・少雨の影響により、施肥効果が十分発現せず、速やかな樹勢回復が図れない年もあります。このことにより、隔年結果が助長され、安定した収量の確保が困難な場合もあります。こうした気候変動の影響を軽減するため、露地栽培において用水・灌水設備を整備することが求められています。
- 露地温州みかんでは、引き続き高品質化を目指した管理が必要であり、土壌水分管理等を効率的に実施でき、品質向上が期待される「巻き上げマルチ栽培」、「根域制限栽培」「S.マルチ栽培」の導入が進んでいます。
- 特に「根域制限栽培」や「S.マルチ栽培」は根域が隔離され、通路が十分に確保されることから、SSや運搬車等を利用しやすくなります。今後、機械の導入による省力化を進めていくためには、園地条件に応じたこれらの栽培技術の導入が必要となります。
- 県内各地では、園芸団地が整備され、「根域制限栽培」や「わい性台木」を活用した水田転換園における露地温州みかんの栽培事例が見られます。



- 光センサー式選果機を利用した選果体制はほぼ確立しており、計画的な改植やマルチ被覆時期等の生産管理に反映されています。また、糖度や外観等の一定の基準を満たした県下統一ブランド「さが美人」が出荷され、高い市場評価を得て、有利販売が行われています。
- 冬季や春先の気温上昇に伴う貯蔵中の果実品質低下を軽減するため、冷蔵機能を備えた貯蔵庫等の整備が進んでいます。

■ 生産の振興方向

「佐賀みかん」の一層の銘柄確立及び生産者の経営安定を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 園地継承の推進及び新規就農者の確保・育成体制の構築
- ◎ 需要や労働力に見合った品種構成への転換
- ◎ 気候変動に適応した安定生産技術の普及
- ◎ 「根域制限栽培」、「S.マルチ栽培」の導入による省力・高品質・安定生産の推進
- ◎ 「根域制限栽培」の水田への導入推進及び大規模団地の取組推進
- ◎ わい性台木の導入による作業労力の軽減及び高品質果実生産の推進
- ◎ 光センサーによる品質データや栽培履歴の分析を活用した園地カルテの作成
- ◎ 冷蔵機能を備えた貯蔵庫等の整備推進



ハウスみかん

■ 現状と課題

- 唐津市を中心に栽培されており、令和6年産における栽培面積（結果樹面積）は94ha、生産量は4,860tで、全国一の産地を形成している。産出額は果実全体の約3分の1を占めるなど、県産果実のリーディング品目として重要な役割を果たしています。
- ハウス資材が高騰する中、ハウスみかんの栽培面積を維持するためには、中古ハウス等の活用が重要となっています。
- 重油等の生産資材価格の高騰が慢性的な課題となっており、収益を確保していくためには、十分な着果量の確保及び品質の向上が求められています。このため、施設内の温度や湿度等の環境条件を把握しながら、ヒートポンプや循環扇といった省エネルギー機器の使用、炭酸ガス施用等を組み合わせた最適な栽培管理を実践していく必要があります。
- 労力の分散化や低コスト化を目的として、露地みかんや「にじゅうまる」「せとか」等のかんきつ類と組み合わせた周年出荷体系に移行する生産者が増加しています。
- 近年は、気候変動の影響による着花の不安定化や果実の着色不良が発生しており、需要期の出荷量が減少しています。



<ハウスみかんの結実状況>



<炭酸ガス発生装置>

■ 生産の振興方向

収益性の高い経営を確立することにより、今後とも日本一の産地として維持・発展させるため、次の取組を進めます。

- ◎ 園地継承や中古ハウスの有効活用による栽培面積の維持
- ◎ 需要時期に応じた適切な加温及び温度管理の徹底等による商品化率の向上
- ◎ 多層被覆や循環扇等の脱石油・省石油型の機械・装置の導入促進、並びにハウス施設の長寿命化等の取組による低コスト化の推進
- ◎ 安定的な増収効果など生産性向上を目的とした高度な環境制御技術の開発
- ◎ 露地みかんや施設中晩柑等との組合せによる経営の安定化
- ◎ 遮熱・遮光資材やヒートポンプを活用した夏場の高温対策技術の確立



その他かんきつ類

■ 現状と課題

- その他かんきつ類は、温州みかん等との組み合わせによる経営の安定化・高度化を図る上で重要な品目となっています。
- 果樹試験場で開発された「にじゅうまる」は、高単価での販売が期待できる品種として、県内への普及が進んでいます。
- 中晩柑では、「不知火（「佐賀果試34号」を含む）」をはじめ、「いよかん」「麗紅」「清見」「ポンカン」「せとか」等、多くの品種が栽培されています。
- 出荷時期を拡大することにより高単価での販売が期待される一方、冬季や春先における急激な気温変化の影響により、貯蔵中の果実品質の維持が困難となる場合があります。このため、果実品質の低下を軽減するための貯蔵施設の整備が進んでいます。
- 西松浦地区や佐賀市大和地区を中心に、「きんかん」の施設栽培が行われています。
- 唐津市や佐城地区を中心に「レモン」、「ユズ」、「スダチ」に加え、県固有の「ゲンコウ」などの香酸かんきつ類が栽培されています。



<低温貯蔵施設>



<「にじゅうまる」の結実状況>



■ 生産の振興方向

消費者ニーズの高い品種への転換を積極的に進めるとともに、高品質なかんきつ類の生産拡大を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 「にじゅうまる」の生産振興
- ◎ 気候変動に適応した品種の選定と安定生産技術の普及
- ◎ 共同貯蔵施設や小規模貯蔵庫等の整備推進
- ◎ 施設化の推進による安定生産の確保及び収量の向上
- ◎ 脱石油・省石油型の機械・装置の導入や、ハウス施設の長寿命化等の取組による低コスト化の推進
- ◎ 加工品の開発等による高付加価値化の推進



なし

■ 現状と課題

- 伊万里市を中心に、西日本における主産地を形成しており、令和6年産の栽培面積（結果樹面積）は152ha、生産量は2,870t、産出額は果実全体の約9%となっています。
- 農家戸数の減少が進む中、経営規模の拡大は十分に進んでいないことから、園地継承や新規就農者の確保に向けた取組が進められています。
- 秋冬期の高温や春先の急激な温度変化、夏場の高温・少雨等の異常気象の影響により、発芽不良や結実不良、果肉障害等の発生頻度が増加しており、生産量が減少しています。このため、優良品種への改植や、優良台木の導入が必要となっています。
- 改植を進めるにあたっては、収益低下を最小限に抑えるための代替園地の確保や、苗木業者と連携した計画的な苗木生産に加え、未収益期間の短縮を目的とした大苗育苗や省力樹形の導入が必要となっています。
- 品種構成については、「幸水」が過半を占める中、一部で「あきづき」などの良食味品種や「凜夏」、「甘太」などの気候変動の影響を受けにくい品種への改植が進められています。
- 省力化及び早期成園化を目的として「ジョイント仕立て栽培」や「低樹高ジョイント仕立て栽培」が導入されており、今後生産性を向上させていくため、これらの技術の導入比割合を高めていく必要があります。
- 中国における火傷病の発生を受け、令和5年8月以降、中国産なし花粉の輸入が停止されたことから、自園地における受粉樹の確保や花粉の採取、さらには産地内での生産・供給体制の構築が必要となっています。
- 労力の分散化や収益確保を目的として、ぶどうやすもも等と組み合わせた複合経営が行われています。



<なしの花粉採取>

■ 生産の振興方向

気候変動の影響を受けにくい優良品種への速やかな転換と、気候変動に適応した栽培技術の導入による生産の安定化を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 園地継承の推進及び新規就農者の支援・育成システムの構築
- ◎ 気候変動の影響を受けにくい優良品種、優良台木への転換と、省力樹形の導入による早期成園化の推進
- ◎ 気候変動に対応した安定生産技術の普及
- ◎ 受粉用花粉の産地内における生産・供給体制の構築推進
- ◎ 施設化の一層の推進による安定生産の確保及び作型分散による経営の安定化



ぶどう

■ 現状と課題

- 伊万里市や杵島・藤津地区を中心に栽培されており、令和2年産における栽培面積（結果樹面積）は77ha、生産量は506tとなっています。
- 夏季の高温により、着色不良が発生しやすい「巨峰」に代わり、「シャインマスカット」の生産量が増加しており、高単価で販売されています。
- 農家戸数が減少する中、高単価で取引されている「シャインマスカット」を中心に、新規就農者確保に向けた取組が進められています。一方で、収量と品質のバランスを考慮した着果管理や、果実品質に基づく適期収穫など、栽培面での課題も見受けられます。
- 近年は赤系、黒系の品種についても高単価で取引される傾向にあり、温暖な環境下でも着色が期待できる赤系、黒系品種の探索や、着色向上技術の開発が必要となっています。



<シャインマスカットの着果状況>



<着色向上技術の検討>

■ 生産の振興方向

高品質ぶどうの安定生産による収益性の高い経営の確立と、気候変動に対応した栽培技術の導入による経営の安定化を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 「シャインマスカット」の適正管理技術の普及
- ◎ 気候変動に適応した品種の選定と安定生産技術の普及
- ◎ 黒及び赤系品種の着色向上技術の普及



キウイフルーツ

■ 現状と課題

- 唐津市や藤津地区を中心に栽培されており、令和 6 年産の栽培面積（結果樹面積）は 59ha、生産量は 826t となっています。
- 気候変動による高温障害により、収穫前の落果や軟化、貯蔵中の早期軟化が多発しており、安定生産技術の導入が必要となっています。
- ヘイワードでは、老木園における収量の伸び悩みが見られます。
- ニュージーランドなどのキウイフルーツ産出国で発生している *Psa3* 型のキウイフルーツかいよう病が平成 26 年度に佐賀県でも発生して以降、防除徹底と低感受性品種への改植が進み、かいよう病の発生が抑えられつつあります。
- かいよう病の発生に伴い、授粉用の輸入花粉の安定確保が難しくなっています。



<花粉採取に適した T バー仕立て>



<寒冷紗被覆>

■ 生産の振興方向

高品質キウイフルーツの安定生産と生産量の確保を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 気候変動に適応した品種の選定と安定生産技術の確立・普及
- ◎ 夏場の干ばつ被害軽減や晩霜被害の回避を目的とした灌水施設等の整備による収量向上と高品質果実の生産拡大
- ◎ キウイフルーツかいよう病の防除徹底
- ◎ 授粉用花粉の産地内での生産体制の整備
- ◎ 収量確保のための新植・改植の取組と早期成園化の推進



もも・すもも

■ 現状と課題

- 令和2年産の栽培面積（結果樹面積）について、ももは19ha、生産量155t、すももは15ha、生産量143tとなっています。
- 佐城地区の露地温州みかんや伊万里地区のなし栽培において、労力分散による経営の安定化・収益の確保を目的として、ももやすももが導入されています。また、すももでは省力化と早期成園化を図るため、ジョイント仕立てが導入されている園地もあります。
- 高品質化や安定生産のための雨よけ栽培施設や果樹棚の導入、マルチ被覆資材の活用が進んでいます。
- 秋冬期の高温の影響から、加温栽培におけるももの「日川白鳳」や「白鳳」の開花が不揃いになりやすく生産性が低下しています。農研機構で育成された「さくひめ」は、低温要求量が少ないことから開花の揃いが良く、結実性も良いことから早期加温が可能な品種として期待されており、県内の一部の産地では「日川白鳳」よりも収益性が高いことが実証されています。
- すもも「大石早生」は、高単価が期待できる極早生品種としてかんきつの複合経営の一部に取り入れられていますが、近年、秋冬期の高温の影響により「ソルダム」、「サンタローザ」等の受粉樹との開花期のズレや結実性の低下が問題となっています。このため、受粉樹からの花粉採取と丁寧な人工授粉の実施により、収量を確保していくことが必要となっています。



<「さくひめ」(手前)と「日川白鳳」(奥)の開花差>



<すもものジョイント仕立て>

■ 生産の振興方向

高品質果実の安定生産と生産量の確保を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 気候変動の影響を受けにくい品種及び安定生産技術の導入
- ◎ 優良品種の導入や雨よけ施設等の整備による収量向上と高品質果実の生産
- ◎ 収量確保のための新植・改植の取組推進



その他果樹

■ 現状と課題

- うめは伊万里市や古くからの産地である小城市を中心に栽培されており、令和2年産の栽培面積（結果樹面積）は153ha、生産量は811tとなっています。生果での出荷のほか、完熟梅の一次加工による高付加価値化や、加工品づくりが進んでいます。
- かきは佐賀市や武雄市などで栽培されており、令和2年産の栽培面積（結果樹面積）は112ha、生産量は494tとなっています。樹上脱渋処理によるブランド化や「冷蔵柿」による出荷期間の延長のほか、干し柿原料としての栽培が行われています。
- びわは主に多久市納所地区で栽培されており、令和2年産の栽培面積（結果樹面積）は23ha、生産量は48tとなっています。生産者の高齢化や後継者不足等により新植や改植は進んでおらず、栽培面積は減少傾向にあります。
- 北部山間地域を中心としたくりや中山間地域の観光農園において栽培されているブルーベリー、りんご、水田地帯に低樹高で施設栽培されている「いちじく」など、地域の特色に応じた品目が作付されています。
- 遊休農地の活用等を目的として、くり等が一部で作付されています。
- マンゴーやアボカド、ライチ等の熱帯・亜熱帯性果樹の施設栽培が一部で行われています。



<観光ライチ農園>



<うめのジョイント仕立て>

■ 生産の振興方向

多様な果樹産地の育成を図るため、次の取組を進めます。

- ◎ 消費者ニーズに即した新たな品種の導入検討
- ◎ 高齢化等に対応した品目の普及
- ◎ 果実加工品の開発や地産地消、直売所でのPR等の取組推進
- ◎ 気候変動に適應した新たな品目の検討や栽培管理の徹底による品質や商品化率の向上



栽培面積と生産量の見通し

	令和2年度実績		令和6年度実績		令和12年度目標	
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)
温州みかん	2,160	44,900	1,780	29,330	1,480	33,500
露地みかん	2,027	38,400	1,674	24,470	1,400	29,100
うち極早生	800	14,100	607	8,730	420	7,730
うち早生	474	10,600	425	6,510	420	8,500
うち普通	753	13,700	642	9,230	560	12,870
ハウスみかん	133	6,500	106	4,860	80	4,400
その他かんきつ	545	9,035	—	—	520	9,100
かんきつ計	2,705	53,935	—	—	2,000	42,600
なし	192	3,200	173	2,870	165	3,450
うめ	155	811	—	—	120	640
かき	115	494	—	—	100	440
ブドウ	80	506	—	—	90	540
キウイフルーツ	62	580	95	826	100	910
モモ	21	155	—	—	20	150
スモモ	16	139	—	—	15	130
その他果樹	120	175	—	—	90	140
かんきつ以外の果樹計	761	6,060	—	—	700	6,400
計	3,466	59,995	—	—	2,700	49,000

(注)

1. 栽培面積については、農林水産省「耕地及び作付面積統計」の調査数値を記載。生産量は農林水産省「耕地及び作付面積統計」の調査数値を記載。生産量のうち、その他かんきつについては、農林水産省「果樹生産出荷統計」「耕地及び作付面積統計」の数値から算出。
2. 令和6年度の温州みかんの栽培面積の内訳については、農林水産省の統計データが無いことから、結果樹面積の比率から算出。
3. その他かんきつの「その他」は、清見、不知火、いよかん、はっさく、ネーブルオレンジ、なつみかん。
4. 「その他果樹」は、びわ、くり、りんご。



3 地域の自然的・経済的条件に応じた果樹園経営の指標等

果樹園経営の指標（常緑果樹）

果樹の種類 (経営類型)	経営・技術の要点	経営規模 (a)
露地かんきつ専作 【標準モデル】	①土づくり等基本管理の徹底 ②温州みかん（極早生、早生、普通）と中晩柑の組み合わせによる労力分散 ③マルチ栽培、根域制限栽培の導入による高品質果実生産	175
露地かんきつ専作 【発展モデル】	①土づくり等基本管理の徹底 ②温州みかん（極早生、早生、普通）と中晩柑の組み合わせによる労力分散 ③マルチ栽培、根域制限栽培の導入による高品質果実生産 ④園内道の整備と機械化による省力化 ⑤優良園地の集積による経営規模拡大	500
施設かんきつ専作 【標準モデル】 (ハウスみかん ＋ハウス不知火)	①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ②ハウスみかんとハウス中晩柑の組み合わせによる労力分散 ③適切な省エネルギー対策による生産コスト削減	50
施設かんきつ専作 【発展モデル】 (ハウスみかん ＋ハウス不知火)	①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ②ハウスみかんとハウス中晩柑の組み合わせによる労力分散 ③需要期に応じた加温と温度管理の徹底 ④適切な省エネルギー対策による生産コスト削減 ⑤遊休ハウスの確保等による施設栽培面積の拡大	110
ハウスみかん専作 【標準モデル】 (ハウスみかん)	①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ②加温時期の分散による労力分散 ③適切な省エネルギー対策による生産コスト削減	45
ハウスみかん専作 【発展モデル】 (ハウスみかん)	①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ②加温時期の分散による労力分散 ③適切な省エネルギー対策による生産コスト削減 ④遊休ハウスの活用による栽培面積の拡大 ⑤収穫時期等の雇用労力の確保	110
施設かんきつ 露地みかん複合 【佐賀さいこうモデル】 (ハウスみかん ＋ハウス不知火 ＋露地みかん)	①雇用労力の確保によるハウス栽培を中心とした大規模経営 ②基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保 ③施設かんきつと露地みかんの組み合わせによる労力分散 ④需要期に応じた加温と温度管理の徹底 ⑤適切な省エネルギー対策による生産コスト削減 ⑥根域制限栽培、隔年交互結実栽培の導入による高品質果実の生産	680



栽 培 面 積 (a)	単 収 (kg/10 a)	家 族 労働力 (人)	労働時間(時間)		粗収益 (千円)	経営費 (千円)	所得 (千円)
				うち雇用 (時間)			
みかん 115 〔 極早生 20 早生 15 早生根域 15 普通 65 〕 露地不知火 15	2,000 2,200 3,000 2,500 3,000	2.0	3,365	-	10,305	4,627	5,678
みかん 300 〔 極早生 60 早生 50 早生根域 50 普通 70 普通隔年交互 70 〕 露地不知火 40	2,000 2,200 3,000 2,500 2,500 3,000	3.0	8,796	2,796	26,700	16,623	10,077
ハウスみかん 35 ハウス不知火 15	5,500 4,000	2.0	2,747	-	21,400	15,826	5,574
ハウスみかん 80 ハウス不知火 30	5,500 4,000	3.0	6,194	194	47,800	36,911	10,889
ハウスみかん 45	5,500	2.0	3,150	-	22,500	17,035	5,465
ハウスみかん 110	5,500	2.0	7,700	3,700	55,000	44,873	10,127
ハウスみかん 250 ハウス不知火 130 みかん 200 〔 早生根域 100 普通隔年交互 100 〕 露地不知火 100	5,500 4,000 3,000 2,500 3,000	3.0	27,390	21,390	187,900	147,063	40,837



果樹園経営の指標（落葉果樹）

果樹の種類 (経営類型)	経営・技術の要点	経営規模 (a)
なし専作 【標準モデル】 (ハウス＋露地)	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植更新による安定生産 ③ハウス、トンネル、露地栽培の組み合わせによる労力分散	93
なし＋ぶどう 【標準モデル】 (ハウス＋露地)	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植更新による安定生産 ③ハウス、トンネル、露地栽培の組み合わせによる労力分散 ④シャインマスカット等の新品種導入	80
なし＋もも 【標準モデル】 (ハウスなし＋露地なし ＋ハウスもも)	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植更新による安定生産 ③遊休ハウス等の活用によるハウスももの導入	80
なし＋もも 【発展モデル】 (ハウスなし＋露地なし ＋ハウスもも)	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植更新による安定生産 ③ジョイント栽培等の省力化技術の導入 ④遊休ハウス等の活用によるハウスももの導入 ⑤雇用労力の確保等による経営規模の拡大	220



栽 培 面 積 (a)	単 収 (kg/10 a)	家 族 労働力 (人)	労働時間(時間)		粗収益 (千円)	経営費 (千円)	所得 (千円)
				うち雇用 (時間)			
ハウスなし 20	2,500	2.0	3,415	—	14,375	8,836	5,539
トンネルなし 20	2,500						
露地なし 53	2,500						
ハウスなし 20	2,500	2.0	3,747	—	15,775	10,243	5,532
トンネルなし 20	2,500						
露地なし 45	2,500						
トンネルぶどう 15	2,000						
ハウスなし 20	2,500	2.0	3,651	—	15,175	9,647	5,528
トンネルなし 20	2,500						
露地なし 45	2,500						
ハウスもも 10	3,000						
ハウスなし 50	2,500	3.0	8,432	2,032	35,475	25,145	10,330
トンネルなし 50	2,500						
露地なし 100	2,500						
ハウスもも 20	3,000						



【参 考】

①栽培に適する自然的条件

条 件 対象果樹 の品目・品種名		気温条件		低温要求 時 間	降水量 条 件 4/1~10/31	その他
		平均気温	冬 期 の 最低極温			
温州みかん	上野、ゆら、佐賀果試9号、興津、宮川、大津4号、青島、など	15℃以上 18℃以下	－5℃以上			
その他 かんきつ類	清見、不知火、せとか、佐賀果試34号、はるみ、佐賀果試35号、津之輝、南津海、麗紅など	16℃以上				12月から収穫前までに－3℃以下にならないこと
	ニホウキンカン	16.5℃以上				12月から収穫前までに－1℃以下にならないこと
な し	幸水、豊水、あきづき、王秋、 <u>甘太</u> など	7℃以上		800時間以上		発芽期に降霜が少ないこと
ぶどう	巨峰、ピオーネ、クイーンナ、シャインマスカットなど	7℃以上		500時間以上	1,600mm以下	
う め	白加賀、南高、古城、光陽など	7℃以上				開花期から幼果期に降霜が少ないこと
キウイフルーツ	ヘイワード、ゴールドキングなど	12℃以上	－7℃以上			発芽期に降霜が少ないこと
も も	日川白鳳、 <u>さくひめ</u> など	9℃以上		1,000時間以上	1,300mm以下	発芽期に降霜が少ないこと
すもも	大石早生、ソルダム、貴陽など	7℃以上		1,000時間以上		
か き	刀根早生、富有、太秋など	13℃以上		800時間以上		甘柿については10月の平均最高気温が16℃以上
び わ	茂木など	15℃以上	－3℃以上			

(注1) 『冬季の最低極温』は、佐賀県の気象条件では問題とならないものについては空欄とした。

(注2) 『低温要求時間』とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。



②目標とすべき 10 a 当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模

対象果樹の 品目・品種名		傾 斜 度	成園10 a 当 たり 生 産 量	成園10a 当 たり 労働時間	機 械 の 適正利用 規 模	栽培法及び防除方式
温州みかん	上野、ゆら、佐賀果試 9号、興津、宮川、大 津4号、青島、など	5度以下	kg 5,500	時間 578	ha —	施設栽培：定置配管方式
			3,500	216		根域制限栽培
		8度以下			2.5	露地栽培：SS方式
		20度以下	2,400	216	—	露地栽培 ：多目的スプリンクラー方式
その他 かんきつ類	清見、不知火、せとか 、佐賀果試35号、津之 輝、南津海、麗紅など	5度以下	4,500	337	—	施設栽培：定置配管方式
	ニンボウキンカン		3,000	600		
	佐賀果試34号、はるみ など	8度以下	2,500	190	2.5	露地栽培：SS方式
な し	幸水、豊水、あきづき 、王秋、 <u>甘太</u> など	8度以下	2,500	449	1.0	露地栽培：SS方式
			3,000	449		トンネル栽培：SS方式
				449		施設栽培：SS方式
ぶどう	巨峰、ピオーネ、クイーンナ 、シャインマスカットなど	5度以下	1,500	500	1.0	施設栽培：SS方式
う め	白加賀、南高、古城、 光陽など	8度以下	1,000	115	1.0	露地栽培：SS方式
キウイフルーツ	ヘイワード、ゴールドキングなど	8度以下	2,500	170	1.0	露地栽培：SS方式
も も	日川白鳳、 <u>さくひめ</u> な ど	8度以下	2,500	210	1.0	露地栽培：SS方式
			2,400	258		施設栽培：SS方式
すもも	大石早生、 <u>ツルナ</u> 、貴 陽など	8度以下	2,500	210	1.0	露地栽培：SS方式
			2,400	258		施設栽培：SS方式
か き	刀根早生、富有、太秋 など	8度以下	2,000	145	1.0	露地栽培：SS方式
び わ	茂木など	20度以下	1,000	340	—	露地栽培

(注) SS＝スピードスプレーヤー（Ⅱ型）：吐出量 50～70 ㍓／分未満、風量 500～800 m³／分未満



③県内外各地域の気象観測地点における統計データ

観測地点	北緯	東経	標高 (m)	平均気温 (℃)		降水量合計 (mm)		日照量合計 (時間)	
				年間	4/1～10/31	年間	4/1～10/31	年間	4/1～10/31
佐 賀	33度15.9分	130度18.3分	6	17.3	23.1	2,022	1,618	2,006	1,265
川 副	33度08.9分	130度18.1分	2	16.4	22.2	1,699	1,361		
北 山	33度24.8分	130度13.2分	339			2,542	1,972		
鳥 栖	33度23.1分	130度31.0分	25			2,346	1,865		
白 石	33度11.0分	130度08.9分	2	16.4	22.3	1,831	1,466	1,965	1,250
唐 津	33度27.5分	129度57.3分	23	16.7	22.0	1,970	1,509	1,876	1,253
伊 万 里	33度16.0分	129度52.7分	25	16.2	21.7	2,286	1,743	1,813	1,178
嬉 野	33度07.0分	129度59.7分	81	15.6	21.4	2,350	1,839	1,864	1,191

※気象庁HPの統計データを基に整理

※2006年（平成18年）～2024年（令和6年）の過去20年における統計データ

※「北山」「鳥栖」「唐津」は2010年（平成22年）～2024年（令和元年）の過去15年間における統計データ



- 「果樹産地構造改革計画」（産地計画）の実現に向けた取組
- 佐賀県の果樹農業の動き
- 国の果樹農業振興基本方針（令和 8 年 4 月公表）
- 果樹農業振興特別措置法、施行令、施行規則

「果樹産地構造改革計画」（産地計画）の実現に向けた取組

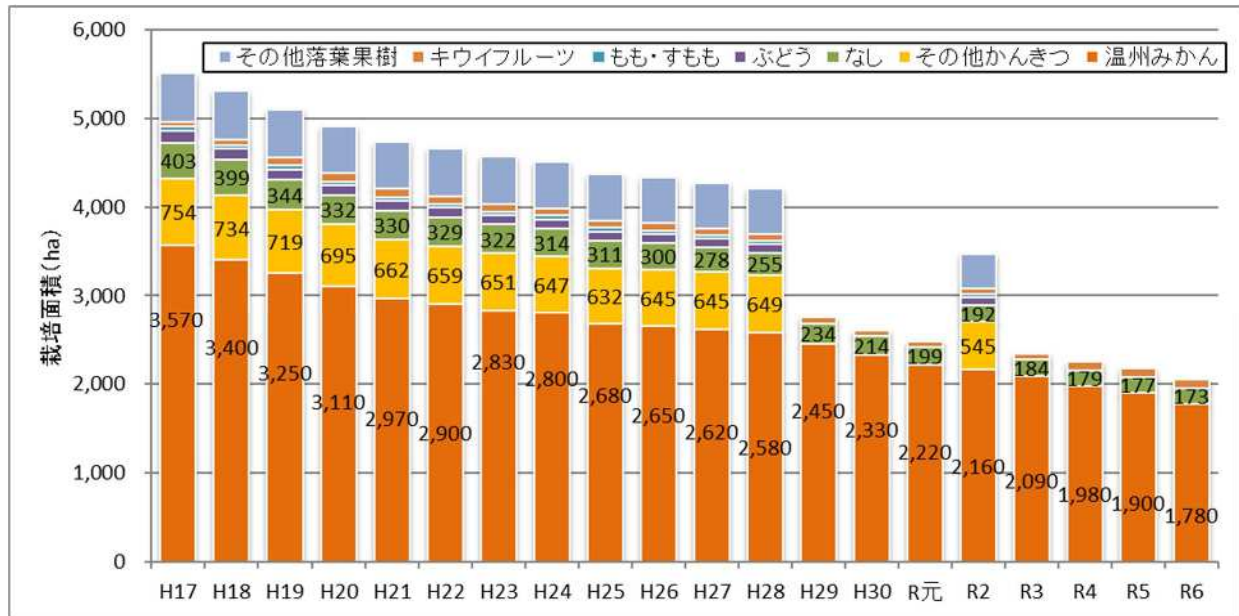
県内の各産地で、生産者、農協、市町等の関係機関・団体で構成する「果樹産地協議会」が組織され、消費者ニーズに応じた生産の推進や戦略的な生産・販売体制の構築といった果樹産地の構造改革の実現に向けて、産地自ら「果樹産地構造改革計画」（産地計画）を策定され、国、県、佐賀県園芸農業振興基金協会等の助成事業を積極的に活用するなどして、この計画の実現に向けた取組が進められています。

【果樹産地協議会の概要】

産地協議会名 (産地の範囲)	構成機関	協議会 設立日	主な推進品目
佐城果樹産地構造改革協議会 (佐賀市、多久市、小城市)	佐賀県農業協同組合、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業共済組合、県機関（佐賀中部農林、佐城振セ）	平成 17 年 7 月 14 日	露地温州みかん、ハウスみかん、その他かんきつ、もも、なし、ぶどう、うめ、びわ等
三神・佐賀地区果樹産地構造改革協議会 (佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町)	佐賀県農業協同組合、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業共済組合、県機関（佐賀中部農林、東部農林、佐城振セ、三神振セ）	平成 17 年 10 月 20 日	露地温州みかん、その他かんきつ、かき等
唐津地域果樹産地構造改革協議会 (唐津市、玄海町)	唐津農業協同組合、鏡果実農業協同組合、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業共済組合、県機関（唐津農林、東松浦振セ）、流通関係者	平成 18 年 7 月 13 日	ハウスみかん、露地温州みかん、その他かんきつ、なし、キウイフルーツ等
伊万里・有田地区果樹産地協議会 (伊万里市、有田町)	伊万里市農業協同組合、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業共済組合、流通関係者、県機関（伊万里農林、西松浦振セ）	平成 17 年 6 月 22 日	なし、ぶどう、うめ、キウイフルーツ、かんきつ等
J A さが杵藤エリア果樹産地協議会 (武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町)	佐賀県農業協同組合、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業共済組合、県機関（杵藤農林、杵島振セ、藤津振セ）	平成 17 年 7 月 1 日	露地温州みかん、ハウスみかん、その他かんきつ、ぶどう、キウイフルーツ、かき等
太良町果樹産地協議会 (太良町)	太良町柑橘生産組合、市町、農業委員会、農業共済組合、県機関（杵藤農林、藤津振セ）	平成 25 年 3 月 8 日	露地温州みかん、その他かんきつ等
佐賀県キウイフルーツ産地協議会（伊万里市）	県機関（伊万里農林、西松浦振セ）、市町、果樹生産部会組織、農業委員会、農業公社、株式会社アグリ	平成 30 年 9 月 27 日	キウイフルーツ

佐賀県の果樹農業の動き

○佐賀県における品目別栽培面積の推移

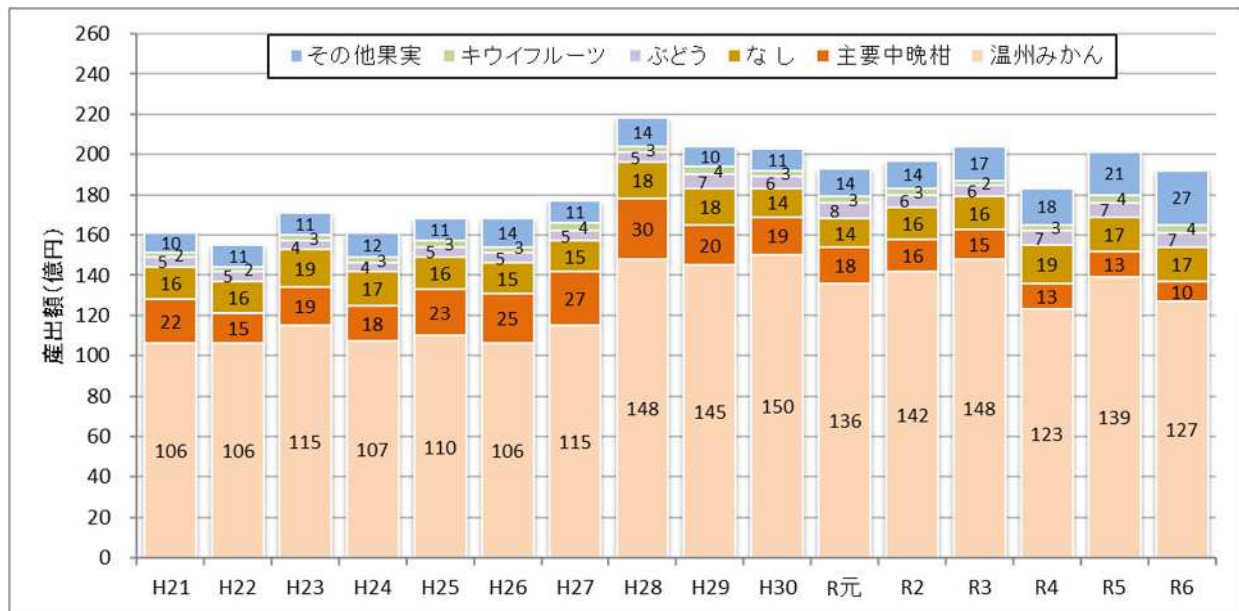


- ・栽培面積は減少傾向にあり、特に佐賀県の主力品種である温州みかんについてはこの20年間で半減している。

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

※R29～R元年、R3～6年のその他落葉果樹、キウイフルーツ、もも・すもも、ぶどうのデータ無し

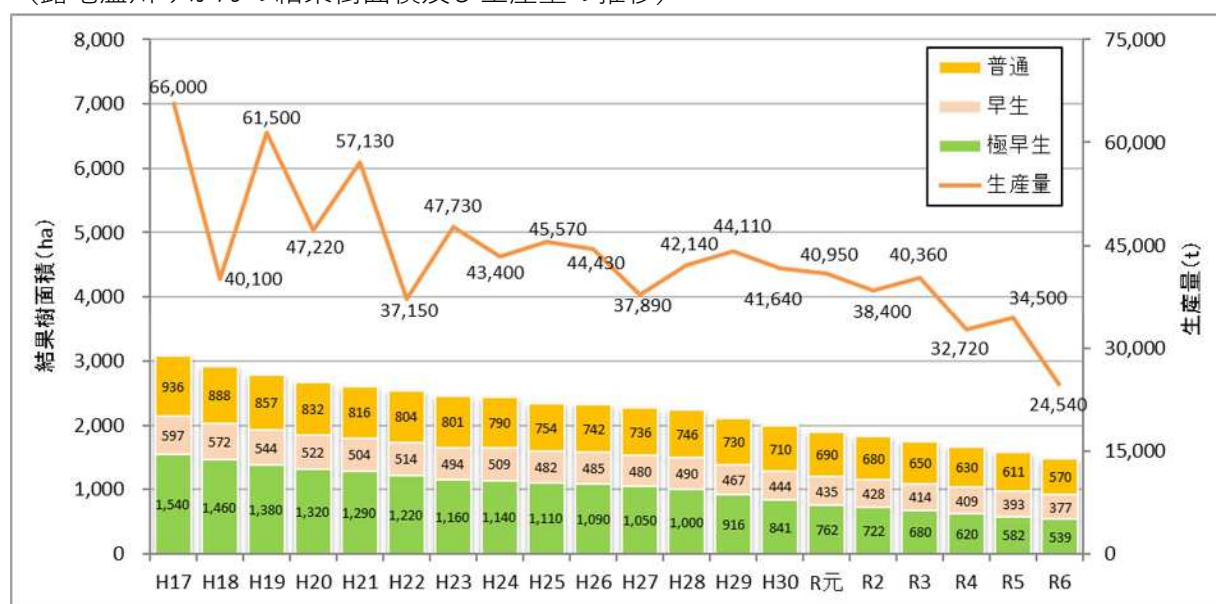
○佐賀県における品目別産出額の推移



- ・近年、果実の販売価格が上昇傾向にあり、それに伴い平成28年以降、果樹全般の産出額が増加している。
- ・品目別では、特に温州みかんが増加している。

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

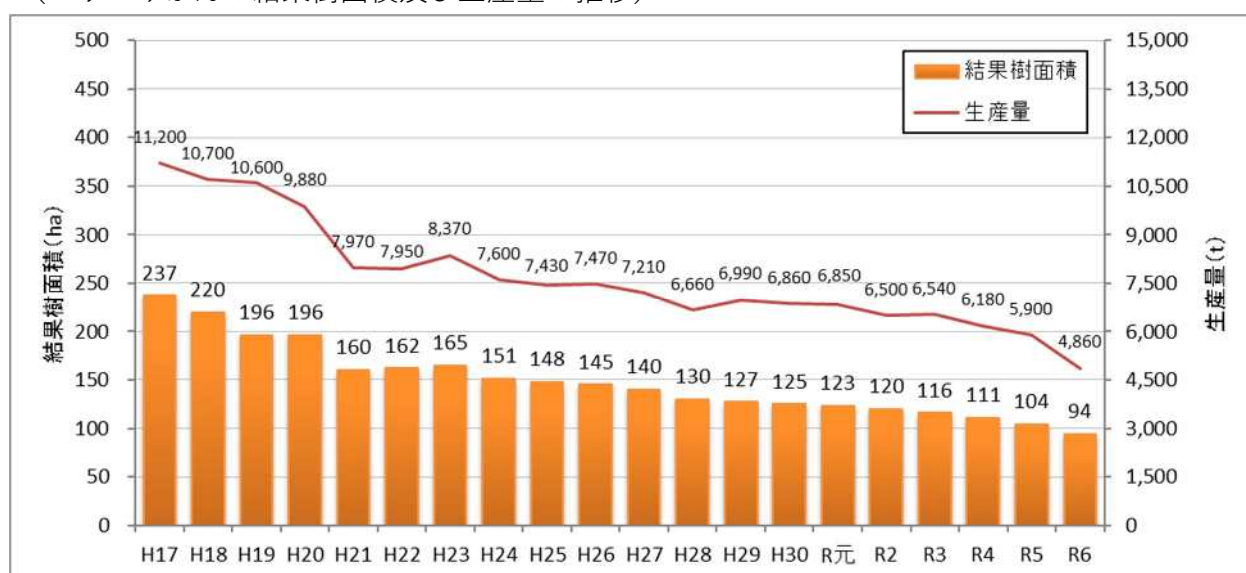
○佐賀県における品目別の結果樹面積及び生産量の推移
(露地温州みかんの結果樹面積及び生産量の推移)



- ・生産量は隔年結果による増減を繰り返しながら、減少している。平成23年度から令和3年度にかけては表年と裏年の差が不明瞭だったが、令和4年度以降は再び隔年結果傾向が見みられる。
- ・平成19年度までは極早生が50%以上を占めていたが、年々、品種比率の差は少なくなり、近年、極早生と普通温州の比率は同程度となっている。

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

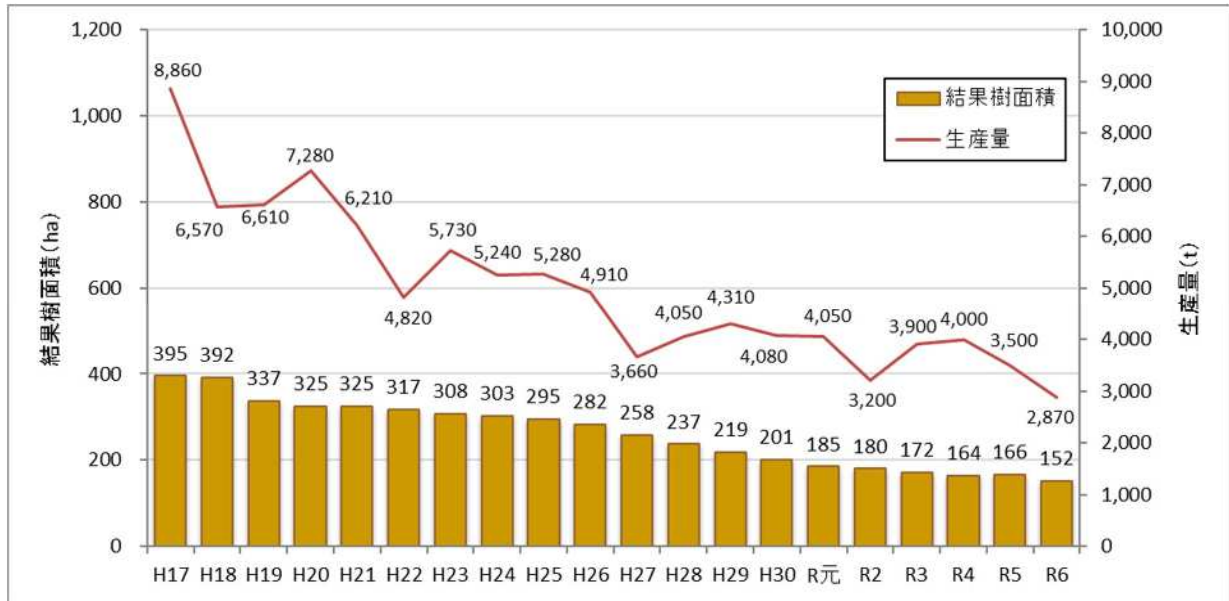
(ハウスみかんの結果樹面積及び生産量の推移)



- ・平成17年度以降、結果樹面積は減少傾向にあり、特に平成20年度の重油価格高騰の影響により30ha減少した。その後も担い手不足等により緩やかに減少が進んでいる。

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

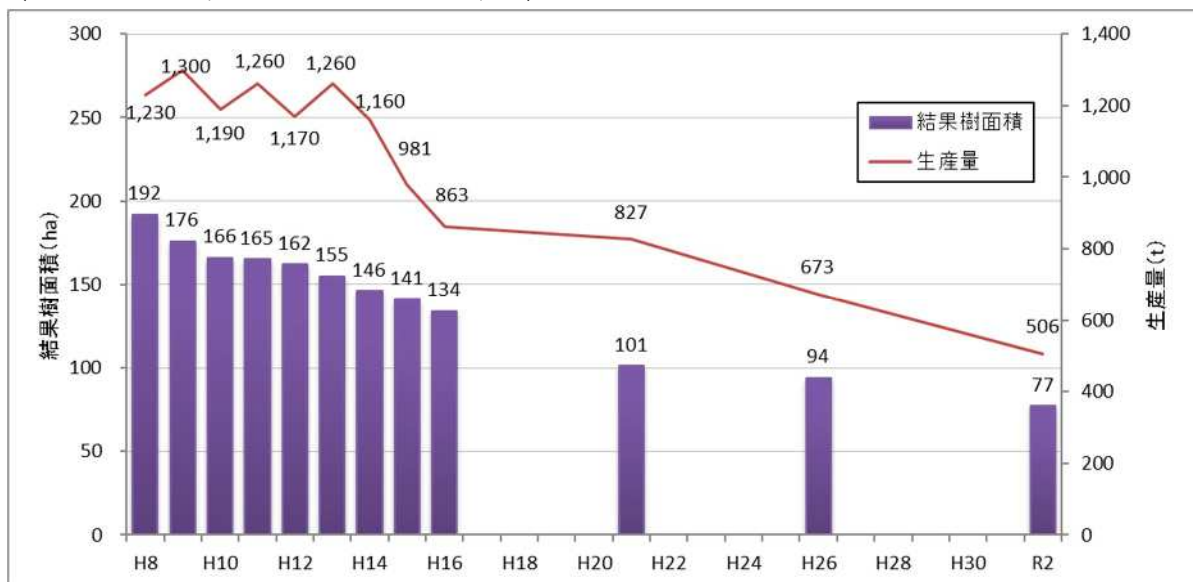
(なしの結果樹面積及び生産量の推移)



- ・ H18年からH22年にかけて生産量は大きく減少している。以降も、結果樹面積の減少に伴い、生産量も減少傾向となっている。

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

(ぶどうの結果樹面積及び生産量の推移)

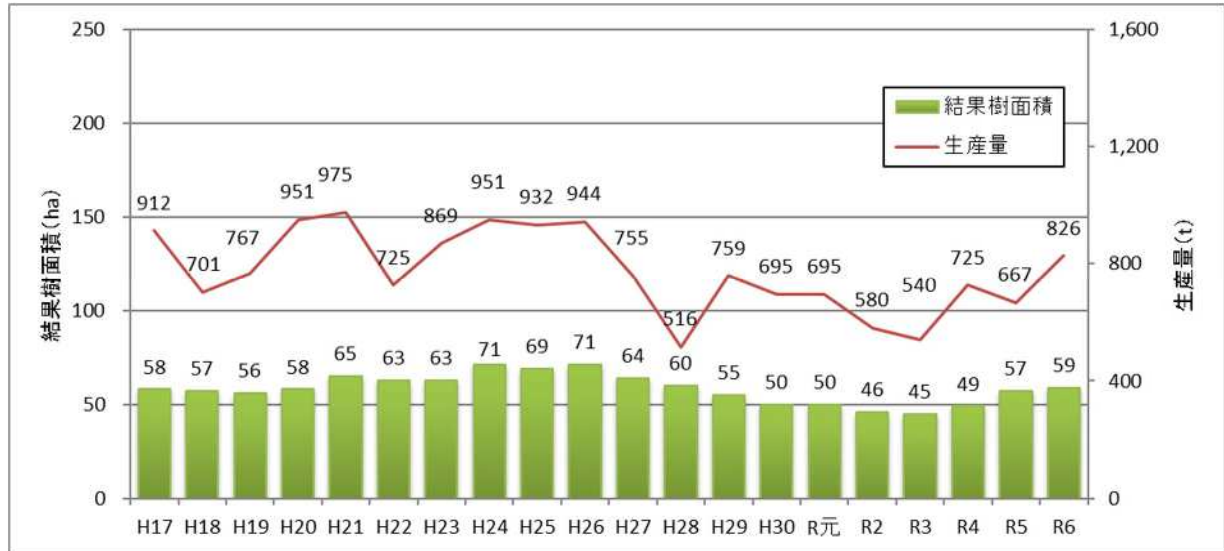


- ・ 結果樹面積の減少に伴い、生産量も減少している。

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

※H17～H20年、H22～25年、H27～R元年、R3年～のデータ無し

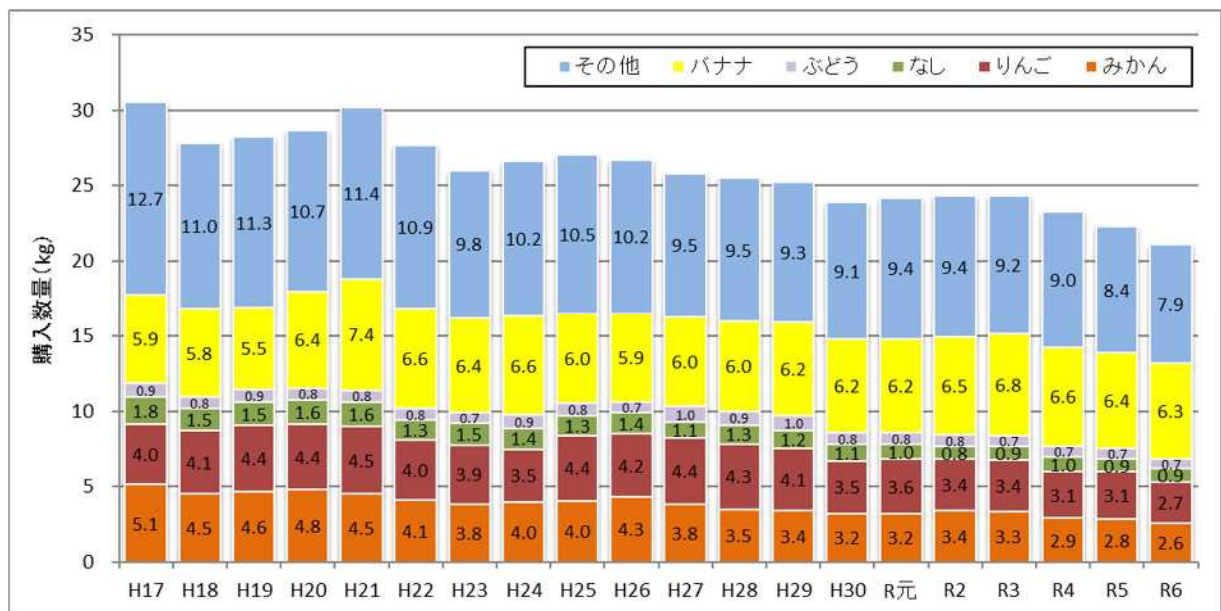
(キウイフルーツの結果樹面積及び生産量の推移)



- ・平成20年度以降、結果樹面積及び生産量とも増加傾向にあったが、かいよう病の影響により平成26年度から令和3年度にかけて大きく減少した。令和4年度以降は再び増加傾向にある。

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

○果樹の1人当たり年間購入数量の推移（二人以上世帯・全国）



- ・果実購入量は年々減少しており、令和6年度の年間購入量は21.1kg（1日当たり57.8g）となっている。

資料：総務省「家計調査」

果樹農業の振興を図るための基本方針 (果樹農業振興基本方針)

令和 7 年 4 月 30 日

農林水産省

目次

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項	1
1 果樹農業の振興に向けた基本的考え方	1
(1) 果樹農業振興基本方針の理念	1
(2) 基本方針の期間等	1
2 果樹農業をめぐる現状と課題の認識	2
3 果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進	2
(1) 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応	2
① 園地の集積・集約化	3
② 基盤整備の推進	4
③ 省力樹形等への改植・新植	4
④ スマート農業・機械化の推進	4
⑤ 大規模経営体の育成・参入	4
⑥ 気候変動等への対応	5
⑦ 病虫害・鳥獣害対応	5
⑧ 花粉・苗木の確保	5
(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保	5
① 新規就農者の育成・確保	6
② 果樹農業の魅力の向上・発信	6
③ 多様な農業者による園地の保全管理	6
④ 労働力不足への対応	6
⑤ 大規模経営体の参入の推進	7
(3) 地域の基幹産業としての付加価値の向上	7
① 輸出や加工等の関連産業との連携	7
② 定年者等の地域住民、交流人口の参加	8
4 新たな需要への対応のための施策の推進	8
(1) 国内需要への対応	8
① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応	8
② 果実加工品の生産・供給への対応	8
③ 食料システムの関係者の理解の増進	9
(2) 海外から稼ぐ力の強化	9
① 海外需要の開拓、輸出産地の育成	9
② 戦略的な海外展開の推進	10

第2	果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標	11
①	需要について	11
②	生産目標について	11
③	KGI、KPIについて	11
第3	栽培に適する自然的条件に関する基準	14
①	基本的な考え方	14
②	高温障害	14
第4	近代的な果樹園経営の基本的指標	19
①	基本的な考え方	19
②	農業経営モデルの考え方	19
第5	果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項	23
(1)	集出荷・流通対策	23
①	集出荷の効率化の推進	23
②	果実輸送の合理化の推進	23
(2)	果実の加工	24
①	国産の加工用原料果実の確保	24
②	多様なニーズに対応した果実の加工	24
第6	その他必要な事項	25
(1)	東日本大震災からの復興	25
(2)	近年頻発する大規模自然災害による被害からの復旧・復興	25
(3)	自然災害への備え	25

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

(1) 果樹農業振興基本方針の理念

我が国では、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。果樹農業は、我が国の農業産出額の1割を占めるとともに、地域経済にとって重要な産業であり、特色ある豊かな文化の形成、国民の健康の維持・増進にも寄与してきた。

近年、我が国の高品質な果実生産は高く評価され、国内においては果実価格の上昇に伴い産出額も増加し、経営体当たりの所得の増加につながっている。また、海外においても、生鮮果実の輸出増加に一端が示されるように、日本産果実の評価が高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

しかし、人口減少等を背景にした担い手・後継者の不足や、気候変動に伴う高温等の影響により、果実の生産量は減少しており、そのポテンシャルを十分に活かしきれず、国内外の需要に応えきれていない。そればかりか、果実価格の上昇により一部の経営体の所得が増加しても、生産量の減少は地域農業を支える流通等のインフラの衰退、ひいては地域産業の衰退につながりかねない状況である。

他方で、生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られる。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れている。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中にあり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることが、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展に重要である。

果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な基本的事項を定めるものである。技術やひと、園地といった生産基盤の強化の加速化を柱とし、関係者が一体となって施策を推進する。

(2) 基本方針の期間等

従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、同法が改正された（令和6年6月5日施行）。

新たな食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしており、その計画期間は5年間である。これを踏まえつつも、新たな基本方針は、一度定植すればその後の20年間栽培を続けるという永年性作物である果樹の特性を鑑み、今後20年程度を見据えた5年間の基本方針として定める。

基本方針において、果樹農業振興特別措置法に基づき、果実の需要の長期

見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標を定めるとともに、生産目標を含めたK G I（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）及び施策の有効性を示すK P I（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を定める（K G IやK P Iの関連については、[第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標](#)に提示）。なお、施策の有効性は、市場動向や技術進展を踏まえ、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う。また、施策の実行にあつては、国、自治体、生産者団体、研究機関が連携し、果樹農業の総合的な支援体制を構築する。

2 果樹農業をめぐる現状と課題の認識

高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移している。一方で、果樹農業者の減少・高齢化が先行しており、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にある。

さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化しており、特に我が国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況にある。

果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展しており、農村内の非農業者も今後大幅に減少する見込みにある。果樹農業者の所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題である。

また、人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加している。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要である。

これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化など、果樹農業の振興に必要な目標及び施策を次項より掲げる。

3 果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進

（1）労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応

目標

労働生産性の向上のため、地域計画に基づいた園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等への改植・新植による省力的な樹園地への転換をスピー

ド感を持って進める（これらにより目指す経営体のモデルを[第4 近代的な果樹園経営の基本的指標](#)に提示）。

また、生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する（これらの技術的対策や、品種・品目転換を図る上での基準を[第3 栽培に適する自然的条件に関する基準](#)に提示）。気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。さらに、社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減対策への理解を促進する。

【K G I】

- 単収

1,258kg/10a（令和5年度）⇒ 1,334kg/10a（令和12年度）

主要指標（K P I）

- 省力樹形等の導入スピード

170ha/年（令和5年度）⇒ 340ha/年（令和12年度）

- 技術的な高温対策を導入した産地

令和12年度までに500産地で導入

具体的な施策

① 園地の集積・集約化

- 経営規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手（離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体）の育成・確保を図るため、地域計画に基づき、担い手への園地の集積・集約化を推進する。
- 国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画のブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。
- 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関に加え、産地協議会*など地域のその他の団体・関係者も一体となって地域計画の実現に向けた取組を実施できるよう後押しする。

* 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）の第2の協議会（産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会）

- 担い手への園地の集積・集約化を推進する際は、今後実施する地域計画の分析・検証も踏まえ、集約化した果樹産地づくりの課題となる老木抜根等の対策や、外部からの新規参入を推進するための措置について、併せて検討する。

② 基盤整備の推進

- 国・地方公共団体間の連携や他産業等からの生産への参画も推進しつつ、過去に基盤整備を実施した地区も含め、新たな果樹団地の形成に向けた要望の掘り起こしを行い、地域計画に基づき、施設の更新等を含めて基盤整備を推進する。
- スピード感を持って果樹団地の形成を進めるため、合意形成が可能な土地から先行してより取り組みやすい小規模園地整備を行い、並行して規模拡大のための計画的な基盤整備を進めるといった手法も活用する。
- 周囲の水環境に配慮しながら、中山間地域における活用されていない水田や、果樹団地の中に点在する水田を集約して行う小規模園地整備、緩傾斜化、大区画化等により作業性の良い樹園地形成を推進する。
- 水田転換園での果樹栽培適性を診断する技術や、排水性の高い水田転換園地の整備手法を開発する。
- 中山間地域等において、地域の特色を活かした果樹農業の維持・発展を図るため、樹園地、農業水利施設、情報通信環境の整備等を推進する。

③ 省力樹形等への改植・新植

- 作業動線を単純化し、機械化に対応して労働生産性を高めることが可能な省力樹形等の改植・新植を推進する。
- 省力的な樹園地への転換を短時間で実施するため、まとまった面積での省力樹形等への一斉改植を推進する。
- かんきつ等の各品目において省力樹形等の機械化に向く園地条件や樹形、品種を検討し、開発・導入を進める。

④ スマート農業・機械化の推進

- スマート農業技術の導入効果を発揮させる生産方式の確立や当該生産方式への転換に向けた取組を推進する。
- AIを用いて収集した品質等の選果データを生産方式の転換に活用するなど、データを起点とした果樹農業を推進する。
- 果樹農業のスマート農業技術・機械化体系の開発・導入を推進する。
- 労働生産性の向上に資する新品種・新技術の開発、汎用性のある安価な機械の開発、AIなど他分野からの技術転用を進める。

⑤ 大規模経営体の育成・参入

- 果樹産地における経営の大規模化を推進するとともに、大規模な法人経営体等による大規模な省力樹形等への改植・新植を推進する。
- スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理

化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルの構築・横展開を図る。

⑥ 気候変動等への対応

- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や、産地における品種構成の見直し等の検討を進める。
- 高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。
- 気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。
- 社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減策への理解を促進する。

⑦ 病害虫・鳥獣害対応

- 総合防除による病害虫対策や、化学農薬の使用量低減にも資する病害抵抗性の品種等の開発・導入を進める。
- 果樹カメムシ等の特に果樹に甚大な被害を与えるおそれがある病害虫については、対策技術の一層の開発推進を図るとともに、発生地域等と連携した総合的な対策技術導入を図る。
- 野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組による鳥獣被害への対応を一層進める。
- 特に鳥獣被害が増加している市町村に対しては、国・都道府県が連携し、課題解決に向けて伴走支援を行う。

⑧ 花粉・苗木の確保

- 落葉果樹の人工授粉等に必要不可欠な花粉について、共同花粉採取などの産地内での花粉供給体制の構築を一層進めるとともに、全国段階での花粉供給体制の構築を進める。
- 苗木について、苗木生産の省力化や生産拡大を進め、苗木生産・供給力を強化するとともに、果樹産地や果樹生産者と苗木生産者との契約生産や、果樹産地の苗木需要の情報発信等により需給のマッチングを推進する。
- 苗木の生産・供給の強化に当たって、品種保護意識の向上等を推進する。

(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保

目標

果樹農業の担い手を育成・確保するため、高度な技術の習得や樹園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組など、幅広い農業者や法人が果樹農業に参入する取組を推進する。離農する経営の園地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、果樹農業で生計を立てる担い手として、規模の大

小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保する。また、サービス事業体等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。

【K G I】

- 新規参入経営者数
820 人（令和 5 年度）⇒ 1,640 人（令和 12 年度）

主要指標（K P I）

- 果樹型トレーニングファームの設置
45 産地（令和 5 年度）⇒ 250 産地（令和 12 年度）
- サービス事業体活用の産地
令和 12 年度までに 50 産地で活用

具体的な施策

- ① 新規就農者の育成・確保
 - 新規就農者を増やすため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有のハードルに対応して、技術研修と園地継承を併せて行う果樹型トレーニングファームの取組を推進する。
- ② 果樹農業の魅力の向上・発信
 - 果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるよう、省力樹形など、労働生産性の高い果樹農業の姿を発信する。
 - 労働関係法制における農業の特例の考え方について、果樹農業現場の実態把握を進めた上で、必要な見直しを検討する。
 - 果樹農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社会保険労務士の活用等を推進する。
- ③ 多様な農業者による園地の保全管理
 - 担い手への園地の集積・集約化を進めることを基本として推進しつつ、多様な農業者によるものも含めて、地域において自立的・持続的に果樹生産が行われることを通じ、園地の保全管理を行う。
 - また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、所有者不明農地の解消等を推進する。
- ④ 労働力不足への対応
 - サービス事業体の活用や関連産業との協働、着色作業の省略等の作業の省力化等による季節的な作業ピークへの対応を推進する。
 - 季節性に対応する短期労働力の確保のための環境整備の推進等を強化する。

- 外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進し、果樹農業への外国人材の受入れのあり方について検討を進める。
- 農福連携の取組を通じ、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等が生きがいを持って果樹農業に関する活動を行うことを促進する。

⑤ 大規模経営体の参入の推進

- 果樹を含む農業法人について、経営管理能力の向上のため、農業法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の果樹農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討する。
- 令和7年4月から始動する農業経営発展計画制度や、農林漁業法人等投資育成制度等の活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成株式会社、LPS（投資事業有限責任組合）から果樹の農業法人への投資の促進を図る。
- 民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの拡大に対応可能な貸付条件を有し、果樹を含む農業法人へより速やかな融資実行が可能となるよう、制度資金の在り方を検討する。

（３）地域の基幹産業としての付加価値の向上

目標

若い人たちに魅力のある産業とするため、作業の合理化、販売単価の向上により労働対価を高め、生産者の所得を向上させるとともに、農業という枠組だけでは労働力が限られる中、地域経済を守る観点から、輸出・加工など関連産業との連携・波及、雇用の創出、地域の活性化など、地域の基幹産業としての果樹農業の付加価値を高めていく取組を推進する。

【K G I】

- 生産面積
194 千 ha（令和5年度）⇒ 192 千 ha（令和12年度）

主要指標（K P I）

- 新たな大規模経営体・産地
令和12年度までに50経営体・産地を創出

具体的な施策

- ① 輸出や加工等の関連産業との連携
 - 輸出等の販路に向けて大規模効率生産・流通による生産・販売を目指す事業体や、徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等と産地の連携や、こうした事業者の生産への参入を推進する。

- 食品事業者と果樹農業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、地域の農林漁業者、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、IT・ロボット等を含めた幅広い関係者が連携・協調するための場の構築を推進する。また、こうした食品事業者等による計画的な取組を総合的に支援する制度を検討する。

② 定年者等の地域住民、交流人口の参加

- 果樹は高い付加価値を生み出すという特性を踏まえ、農業生産条件が不利な山間部や島嶼部において、定年者、高齢農家、交流人口や地域商社など多様な人材が参加し、商品力のある製品の開発や軽労作業が可能な加工仕向けの品目の導入等により、収益と高い営農意欲を確保する取組を推進する。

4 新たな需要への対応のための施策の推進

(1) 国内需要への対応

目標

高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。また、日常的な果実摂取を生涯にわたる食習慣として定着させるため、幼少期から国産果実に触れ食生活にも取り入れ、果実について正しい知識を身に付けてもらうよう、関係者と連携しつつ食育の取組を推進する。

【K G I】

- 加工仕向量
314 千トン（令和 3 年度）⇒ 377 千トン（令和 12 年度）

主要指標（K P I）

- 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・産地
令和 12 年度までに 10 経営体・産地を創出

具体的な施策

- ① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応
 - 労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給を推進する。
- ② 果実加工品の生産・供給への対応
 - 果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発の推進や、加工等の関連産業等との連携を促すことによる

加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進する。

③ 食料システムの関係者の理解の増進

- 日常的に摂取してもらえる生果実や果実加工品等の新たな需要について、その取引が合理的に行われるよう、食料システムにおける多様な関係者の理解増進を図る。
- 栄養バランスや機能性等の観点を踏まえて、果実の摂取頻度の増加を含む健全な食生活の重要性について広く消費者の理解を醸成するため、関係者と連携しつつ、学校等での食育に加え、大人の食育等を推進する。
- また、生果実や果実加工品等の摂取について、環境配慮等を踏まえて選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組を評価し、等級ラベル表示する「見える化」の取組を推進するとともに、消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

(2) 海外から稼ぐ力の強化

目標

国内への需要に対応しつつも、拡大傾向にある海外市場を見据えた輸出に戦略的に取り組むため、高品質等の日本の強みを生かしながら更なる海外需要開拓を図るとともに、輸出先国・地域の規制やニーズに対応しつつ、これに対応できる産地も併せて形成していく。また、果実の輸出と併せて、優良品種の戦略的なライセンスを推進し、周年供給による輸出促進と海外からのロイヤルティの新たな品種開発等への還元により、国内果実生産の振興を図る。このほか、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も海外からの収益を得るという観点から重要であり、輸出促進施策と併せて、これら施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を図る。

【KGI】

● 輸出額

316 億円（令和 6 年）⇒ 1,023 億円（令和 12 年）

※ りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき等輸出重点品目（果樹）の合算

主要指標（KPI）

● 輸出経営体・産地

16 経営体・産地（令和 6 年）⇒ 97 経営体・産地（令和 12 年）

具体的な施策

① 海外需要の開拓、輸出産地の育成

- 現地系の手スーパー等の非日系市場や未開拓の有望エリア等、新市場の開拓に向けて、認定品目団体、ジェトロ（日本貿易振興機構）、JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）等の連携を促進するとともに、高品質な日本産果実の価値を伝えるプロモ

ーション等を通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、海外需要の拡大を図る。

- 輸出先国・地域の規制に対応するための防除体系の見直しや、輸出先国・地域のニーズに対応するための価値・特性を有する品種の産地への導入等を進めることによる産地育成の推進を図る。

② 戦略的な海外展開の推進

- 優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場における我が国の輸出促進に理解があるライセンス先の海外生産を組み合わせたジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティ収入も利用して、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる。
- 国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した品種の開発・普及や国内未利用品種の再評価を推進する。
- 国内における知的財産の保護・活用に向け、果樹生産者への苗木のリースなど、流出対策とブランド管理を両立する管理方式の導入を推進する。
- これらの知的財産の保護・活用の取組に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮するよう推進する。
- 原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。
- 地域の食や景観などの資源を活かした農泊等による農村へのインバウンドの誘客等の促進に加え、海外向けの日本食プロモーションに当たって、GI 産品の観光資源としての更なる活用等を通じ、国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策及び観光振興施策について、相互に連携し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成を通じて海外需要拡大を図る。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

① 需要について

我が国の果実は、優良品目・品種への改植・新植を進めた結果、消費者ニーズに対応した高品質な果実生産が進み、国内外での堅調な需要を背景に、果実の卸売価格は上昇しており、果実の産出額は増加傾向で推移している。一方、果実の消費については、「毎日くだもの200グラム運動」等の啓発活動を行ってきたものの、1人1日当たりの摂取量が減少しており、人口も減少局面にあることから、消費量は減少している状況にある。特に若年層、中年層で摂取量が少ない傾向にあり、国内消費仕向量は減少すると見込まれる。その上で、今後の取組として、

(ア) 国内市場については、生果実の消費量が多い高齢者層の購買意欲の維持や若年層、中年層の加工品需要への対応による国内消費の減少抑制を図る必要があり、このため、高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行うこと

(イ) 海外市場については、防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制やニーズに対応する輸出産地の育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図ること

を前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。

② 生産目標について

果実の生産面では、生産者の減少・高齢化等により、需要の減少を上回って生産量が減少し、需要に対し国内生産が応えきれていない状況である。その上で、今後の取組として、

(ア) 園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術の開発・導入等による労働生産性の向上、高温対策の導入

(イ) 果樹型トレーニングファームの推進等による担い手・労働力の確保・育成

(ウ) 輸出や加工など関連産業との連携や、こうした事業者の参入による大規模経営体・産地の育成

等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

③ KGI、KPIについて

また、生産目標の達成を実効的なものとするため、項目ごとにKGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）を設定するとともに、施策の有効性を示すKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を設定し、その関連をツリーにて示す。

政令指定品目の目標

	生産数量(千トン)		面積(千 ha)	
	令和5年度	令和 12 年度 目標	令和5年度	令和 12 年度 目標
うんしゅうみかん	682	675	35	33
その他 かんきつ	293	301	22	23
りんご	604	727	35	36
ぶどう	167	178	16	18
なし	203	188	11	10
もも	110	111	9.3	9.5
おうとう	17	16	4.2	4.3
びわ	2.3	2.2	0.8	0.7
かき	187	182	18	17
くり	15	14	16	14
うめ	96	90	13	13
すもも	17	15	2.6	2.2
キウイフルーツ	22	26	1.8	2.0
パインアップル	6.8	8.3	0.3	0.4
計	2,422	2,534	185	183

政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

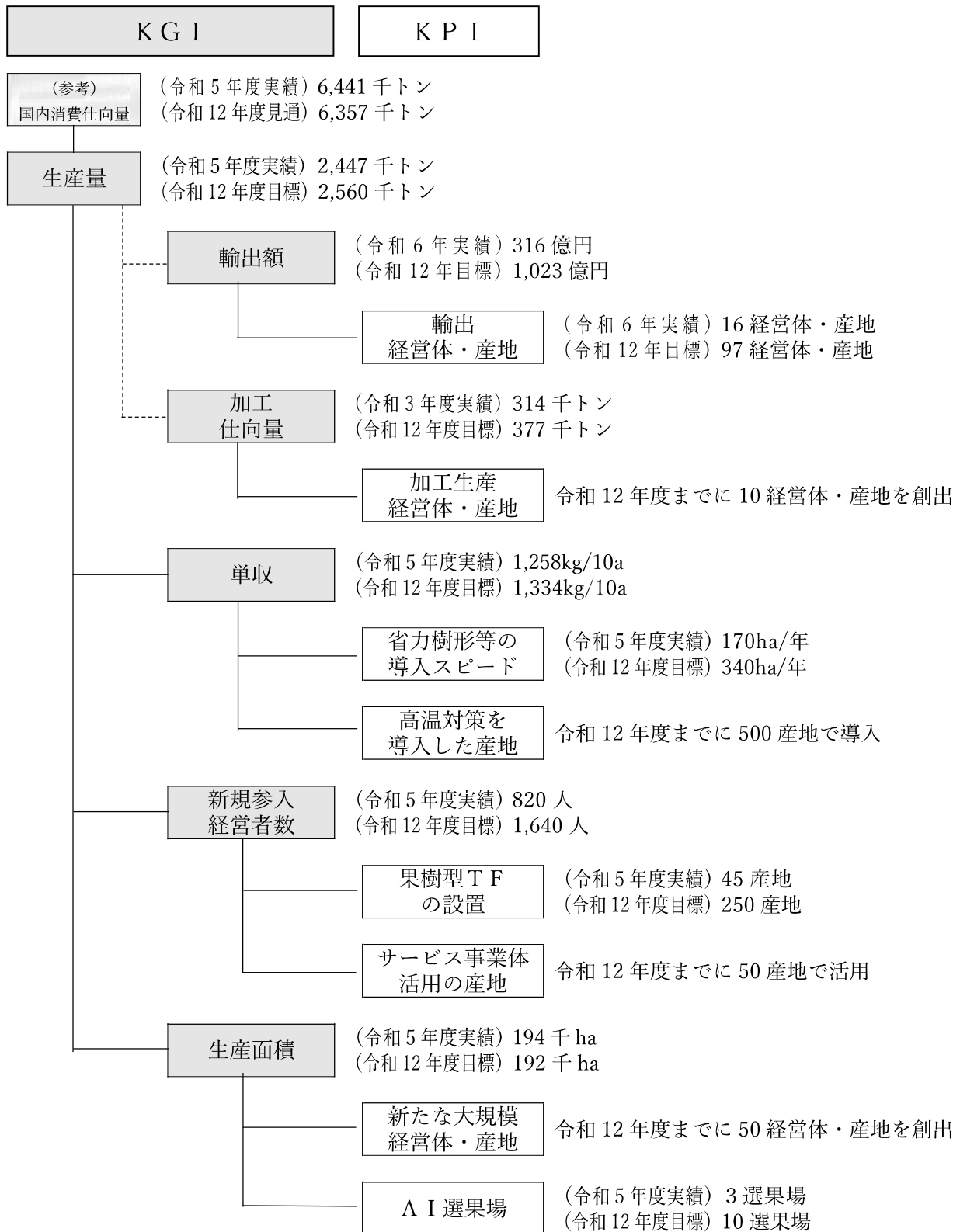
	生産数量(千トン)		面積(千 ha)	
	令和5年度	令和 12 年度 目標	令和5年度	令和 12 年度 目標
政令指定品目以外	25	26	9.0	9.0
果実計	2,447	2,560	194	192

※ 端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。

※ 面積は結果樹面積

KG I、KPI

方針：需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化を図る。



第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

① 基本的な考え方

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹を栽培している地域における平均気温、植物生理の観点からみた冬期の最低極温及び低温要求時間に関する条件並びに植栽時における園地の気象条件に係る注意事項を果樹の種類ごとに設定する（表1）。

なお、基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

② 高温障害

近年の温暖化に伴う高温障害は、高温を原因として生ずる果実、花、樹体における障害であり、収量や商品性の低下に直結する。高温障害に対しては、栽培管理における基本技術を徹底した上で、症状に応じた技術的対策を講ずる（表2）。技術的対策による対応が困難な場合には、障害リスクの低い品種の導入を図るなど品種構成の見直しを行う。それでもなお障害の発生が抑えられず生産が困難な場合は、「表1. 栽培する上での気象条件・注意事項」を参照して地域の気象条件に合った品目への転換を検討する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

表 1. 栽培する上での気象条件・注意事項

品目		栽培地域における 平均気温		植物生理に係る 低温条件		植栽時における園地の 低温、風雨、降雪に係る注意事項
		年	4月1日～ 10月31日	冬期の 最低極温	低温要求 時間	
かんきつ類	うんしゅう みかん	15℃以上 18℃以下	-	-5℃以上	-	腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前までに降霜が少ないこと。
	いよかん、 はっさく	15.5℃ 以上	-	-	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までに-3℃以下にならないこと。
	しらぬひ等	16℃以上	-	-3℃以上	-	-
	ぶんたん類	16.5℃以上	-	-3℃以上	-	-
	たんかん	17.5℃ 以上	-	-	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前までに-2℃以下にならないこと。
	ゆず	13℃以上	-	-7℃以上	-	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
	かぼす、すだち	14℃以上	-	-6℃以上	-	-
	レモン	15.5℃以上	-	-3℃以上	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前までに降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
りんご		6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね 2m (わい化栽培においては概ね 1.5m) 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
ぶどう		7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種: -15℃以上	巨峰:500 時間以上	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 欧州種については、4月～10月の降水量が 1,200mm 以下。
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水: 800 時間 以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。
	西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。
もも		9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。 病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。

表 1. 栽培する上での気象条件・注意事項（続き）

品目		栽培地域における 平均気温		植物生理に係る 低温条件		植栽時における園地の 低温、風雨、降雪に係る注意事項
		年	4月1日～ 10月31日	冬期の 最低極温	低温要求 時間	
おうとう		7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。
びわ		15℃以上	-	-3℃以上 耐寒性品種： -5℃以上	-	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
かき	甘かき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800 時間 以上	枝折れを防ぐため、新しう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
	渋かき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上	-	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 枝折れを防ぐため、新しう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
くり		7℃以上	15℃以上	-15℃以上	-	新しうの枯死を防ぐため、展葉期に降霜が少ないこと。
うめ		7℃以上	15℃以上	-15℃以上	-	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 幼果は霜害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないこと。
すもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000 時間以上 (台湾系品種 を除く)	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に降霜が少ないこと。
フルー ツ キウ イ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上	-	新しうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。 枝折れや病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
アップ ル パイ ン		20℃以上	-	7℃以上	-	-

(注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。

2. しらぬみ等には、他にネーブルオレンジ、夏ミカン類、日向夏、清見、せとか、はるみ、ぽんかん、きんかんを含む。

3. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における 1 年を通して最も低い気温である。

4. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が 10 年に 1 回又は 2 回程度発生しても差し支えないものとする。

5. 低温要求時間とは、当該地域の気温が 7.2℃以下になる期間の延べ時間である。

6. 上記の基準については、最近 20 年間の気象観測記録により評価する。

表 2. 高温障害及び対策技術

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項
うんしゅうみかん	浮皮	果実肥大期～収穫期の高温・多雨、多雨（9～12月）	果皮と果肉が分離した状態	・マルチ栽培等による水分制御 ・植物成長調整剤の利用 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去	「いしじ」等は発生しにくい
	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（7～10月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	気温 35℃以上で発生リスクが増大
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温（8～12月）	果皮が全面着色に至らず、緑色の部分が残る状態	・マルチ栽培等による光環境や水分制御 ・着色初期からの夜間冷房（ハウスみかん）	-
かんきつ類 その他	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（7～10月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-
りんご	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温（7～9月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・葉取らず栽培の実施 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	気温 35℃以上で発生リスクが増大
	着色不良	着色期～収穫期の高温（8～11月）	着色系品種：果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・優良着色性系統や品種、黄色品種の利用 ・適正な窒素施肥量の励行	-
ぶどう	日焼け	果実肥大期～収穫期の高温、高温・少雨（6～9月）	果皮やその下の果肉組織の一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・新しう配置による直射日光の緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	-
	着色不良	果実肥大期～収穫期の高温（6～9月）	着色系品種：果皮の着色が阻害され、本来の着色に至らない状態	・環状剥皮 ・植物成長調整剤の利用 ・優良着色性品種や黄緑色品種の利用 ・着房数又は着粒数を制限（巨峰）	「グロースクローネ」は着色に優れる

表 2. 高温障害及び対策技術（続き）

品目	高温障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項
日本なし	（煮え果） 日焼け	果実肥大期～ 収穫期の高温・ 乾燥 （7～9月）	果皮直下の果 肉が褐変	・遮光資材による樹冠の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-
	コルク状障 害	果実肥大期～ 収穫期の高温・ 乾燥 （8～10月）	果肉の維管束 部分に乾いた 褐色えそ斑点 が発生	・適切な着果管理 ・土壌の塩基バランスの適正化 ・エテホン散布 ・樹上散水による高温の抑制 ・土壌深耕	-
	不良 発芽	冬季の高温	長果枝の発芽・ 開花遅延、芽枯 れ、枝枯れ	・施肥や堆肥散布の時期を春に変更 ・土壌改良 ・花芽が得やすい枝管理 ・発芽促進剤の利用	「凍夏」は発生 しにくい
もも	果肉水浸状 褐変症	夏の高温、 収穫前の多雨	果肉の一部が 水浸状になり 褐変する一種 の過熟症状	・適期収穫の徹底 ・機能性果実袋、透湿性マルチシートの 利用	-
おうとう	花形異常	花芽分化期の 高温（7月中旬 ～9月上旬）	花芽分化の異 常により、複数 の雌ずいが形 成（双子果）	・遮光資材による樹冠の被覆	-
	うるみ 症状	収穫期の高温	果肉が水浸状 になり、褐変す る過熟症状	・反射シートの除去、種類の検討 ・遮光資材による樹冠の被覆 ・過度の葉摘みを控え、適期収穫を徹底 ・灌水、散水	果肉の硬い品 種では発生し にくい
かき	日焼け	果実肥大期～ 収穫期の高温	果皮やその下 の果肉組織の 一部が変色	・樹冠又は果実の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・着果位置の工夫	-
	着色不良	着色期の高温 （8～10月）	果皮の着色が 阻害され、本来 の着色に至ら ない状態	・適正な整枝剪定、着果、施肥管理 ・灌水や土壌改良	-
うめ	花形異常	冬季の高温	開花期の前進 により、雌ずい が未熟なうちに 開花（不完全 花となり結実に 至らない）	・適切な施肥や春季摘心による花数の 確保	-

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

① 基本的な考え方

省力樹形等やスマート農業技術、機械等の技術導入や、労働生産性を高める経営の展開を図るため、代表的な果樹の農業経営モデルを示す。

② 農業経営モデルの考え方

具体的には、果樹の種類ごとに規模拡大や加工用果実生産に取り組むにあたって直面するそれぞれの課題に対し、基盤整備や省力樹形の導入等の手段を講ずることにより農業所得の向上や1人当たりの労働生産性の向上に繋げ、経営の改善・発展や果樹農業への参入に資する農業経営モデルを示す。

1. うんしゅうみかん

慣行栽培

- 中山間地の傾斜地で手作業を中心とした栽培
- 慣行樹形（開心自然形）で生食用果実を生産
- 収穫期の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスプリンクラー、モノレール
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用3人

経営面積(ha)	2.0
10a 当たり収量(t)	3.0
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	2,840
1経営体当たり農業所得(万円)	388
1時間当たり農業所得(円)	1,367

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 機械導入に適した園地整備が必要
樹の列間が狭く傾斜地であるため、車両や機械導入が進まず、規模拡大が困難
- 労働時間の削減、労働力の投入が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 基盤整備による園内道の整備や傾斜の緩和、樹の列間の確保
車両や機械を使った作業が可能
- 機械、省力技術の導入、労働力の投入
整列した園地にて、SS等の機械や作業動線を短くできる片面交互結実のような省力技術を導入し、10a 当たり労働時間を慣行比5割削減、新たな労働力の投入

【経営概要】2人、臨時雇用9人

- ・省力樹形（双幹形）、片面交互結実の導入
- ・作業分散のため、極早生～晩生種を導入

経営面積(ha)	6.0
10a 当たり収量(t)	3.5
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	4,530
1経営体当たり農業所得(万円)	1,674
1時間当たり農業所得(円)	4,210

加工仕向生産モデル

【課題】

- 単収の増加や労働生産性の向上が必要
加工用果実は単価が安く、慣行栽培では農業所得の確保が困難
- 経営コストの削減が必要
機械導入に過剰なコストが掛かる
- 徹底した労働時間の削減、労働力の投入
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 高密度省力樹形の導入
平面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a 当たり労働時間を慣行比8割削減、規模拡大が可能

【経営概要】2人、臨時雇用8人

- ・省力樹形（高密度双幹形）、片面交互結実
- ・加工適性品種を選択・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	15.0
10a 当たり収量(t)	6.0
単価(円/kg)	70
総労働時間(時間)	3,989
1経営体当たり農業所得(万円)	1,341
1時間当たり農業所得(円)	3,362

2. りんご

慣行栽培

- 栽培方法は手作業が中心
- 慣行樹形(開心自然形)で生食用果実を生産
- 収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】3人、臨時雇用7人

経営面積(ha)	3.0
10a 当たり収量(t)	2.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,463
1経営体当たり農業所得(万円)	386
1時間当たり農業所得(円)	706

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 効率的な作業動線の確保が必要
樹を周回した作業により効率化が困難
- 労働時間の削減が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 高密植省力樹形の導入
平面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業が可能
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a 当たり労働時間を慣行比5割削減、規模拡大が可能

【経営概要】3人、臨時雇用7人

- ・高密植省力樹形(トールスピンドル)
- ・作業分散のため、収穫時期が異なる品種を選択

経営面積(ha)	6.0
10a 当たり収量(t)	4.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,204
1経営体当たり農業所得(万円)	2,617
1時間当たり農業所得(円)	5,030

加工仕向生産モデル

【課題】

- 単収の増加や労働生産性向上が必要
加工用果実は単価が安く、慣行栽培では農業所得の確保が困難
- 経営コストの削減が必要
機械の導入の過剰なコストが掛かる
- 徹底した機械化による労働時間の削減が必要
規模拡大に伴う労働時間の増加によって労働力の確保が困難

【対応方策】

- 地元加工業者への契約出荷
品質に合わせた適正取引により、加工原料用果実に特化した生産を実現
- 機械作業体系、省力技術の導入
トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系、ツリーシェイカー等の機械、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a 当たり労働時間を慣行比8割削減、規模拡大が可能

【経営概要】3人、臨時雇用7人

- ・高密植省力樹形(新わい化)
- ・加工適性品種の選択
- ・摘果、着色作業の省略
- ・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	20.0
10a 当たり収量(t)	6.0
単価(円/kg)	80
総労働時間(時間)	5,953
1経営体当たり農業所得(万円)	2,296
1時間当たり農業所得(円)	3,856

3. ぶどう

慣行栽培

- 房作りをはじめとした繊細な手作業が中心
- シャインマスカットをはじめとした高単価な生食用果実を生産
- 房作りや収穫期の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用1人

経営面積(ha)	0.8
10a 当たり収量(t)	1.6
単価(円/kg)	1,180
総労働時間(時間)	2,456
1経営体当たり農業所得(万円)	533
1時間当たり農業所得(円)	2,169

多用途栽培モデル

【課題】

- 高度な技術を必要とし、労働集約的な作業が必要
房作り(摘房、摘粒等)に高度な技術が求められ、労働力の確保が困難
- 労働時間の削減が必要
収穫等の労働ピークが規模拡大のネック

【対応方策】

- 用途に応じた栽培体系の見直し
ギフト用、日常消費用、加工用の用途ごとに栽培体系を見直し、価格に見合った作業の効率化を実現
例えば、日常消費用や加工用については、摘房数の見直しや摘粒作業の省略により、房作りにかかる10a 当たり労働時間を慣行比7割削減
- 機械化が可能な園地への基盤整備、機械導入
10a 当たり労働時間を慣行比5割削減

【経営概要】2人、臨時雇用4人

- ・ギフト用、日常消費用、加工用の用途に応じた栽培
- ・収穫出荷作業の外注
- ・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	5.0
10a 当たり収量(t)	1.6~4.0
単価(円/kg)	100~1,600
総労働時間(時間)	7,488
1経営体当たり農業所得(万円)	1,703
1時間当たり農業所得(円)	2,274

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 集出荷・流通対策

目標

農村における人手不足やトラックドライバーの時間外労働の上限規制などによる労働力不足に対応するため、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナ等の出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフト等を進める。また、産地から消費者へ生果実の品質を保持して届けることは極めて重要である。このため、切れ目のないコールドチェーンの構築等、高温等の現下の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのサプライチェーンの構築を推進する。

【K G I】

- 生産面積（再掲）

194 千 ha（令和 5 年度）⇒ 192 千 ha（令和 12 年度）

主要指標（K P I）

- A I 選果場

3 選果場（令和 5 年度）⇒ 10 選果場（令和 12 年度）

具体的な施策

① 集出荷の効率化の推進

- 産地の実態を踏まえて、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る計画の策定、その実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した集出荷施設・選果場等の共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。
- 選果能力の向上により、高品質化や、家庭選果の省略等による省力化を可能とする A I 選果機の導入を推進する。

② 果実輸送の合理化の推進

- 果実やコンテナ等の出荷規格の見直しを図る取組を推進する。
- 国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携しながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化を促進するため、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組や、産地における集出荷施設の整備や、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点、卸売市場の整備等を推進する。
- 鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用して、環境負荷低減にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
- 高温等の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのスマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェー

ン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進する。

（２）果実の加工

目標

国産果実の加工仕向けについては、生果実の選果の過程で規格外となったものの一部が流通している状況であり、果実生産量の減少に伴い加工仕向量が減少している中、規格外の果実を加工用に回すだけでなく、契約生産など価格を決めて量のある程度加工に回すことが出来るような生産を進める。また、地域の基幹産品となる果実加工品の創出など、付加価値の高い加工仕向きの取組を推進する。

【K G I】

- 加工仕向量（再掲）
314 千トン（令和 3 年度）⇒ 377 千トン（令和 12 年度）

主要指標（K P I）

- 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・産地（再掲）
令和 12 年度までに 10 経営体・産地を創出

具体的な施策

- ① 国産の加工用原料果実の確保
 - 徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等の参入等により、契約生産など価格を決めて量のある程度加工に回すことができるような生産を進める。
 - 果実の生産現場から、まとまった量の集出荷や一次加工、果実を加工利用する食品企業や販売店といったサプライチェーンの実態を把握し、加工用原料果実を入手しやすくする環境の整備を検討する。
- ② 多様なニーズに対応した果実の加工
 - 果実や未熟果の機能性成分に着目した加工や、日本ワイン、シードルなど地域の原料を使用した特色ある醸造加工など、果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発を推進する。
 - 従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、ストレートジュース、スムージー、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツ、非加糖のジャムなどの原料の素材をそのまま活かした加工品や、環境負荷低減などストーリー性のある商品といった多様なニーズに対応するため、生産者と実需者等の連携による用途に応じた加工の取組や、新たな果実加工品生産技術の開発・導入を推進する。

第6 その他必要な事項

(1) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復旧・復興に向け、食品の安全確保の取組や、避難指示区域等における高収益品目の育成による経営再開支援、国内外の風評被害の払拭を引き続き推進する。

(2) 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震・豪雨災害、令和7年雪害など、近年頻発する大規模自然災害からの早期の営農再開を支援するとともに、改良復旧や再編復旧と合わせた省力樹形等の導入など、新たな取組による営農再開を支援する。

(3) 自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する。

- 果樹農業者等が自らの災害時のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講ずることが重要であり、このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や気象別の予防減災情報の発信に努める。
- 最近の災害における果樹農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、農業保険の普及促進を図る。
- 地方公共団体や農業関係団体等と連携し、果樹農業経営の災害への備えの意識を高める。それと併せて、事業継続計画（農業版BCP）の策定による具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。
- 大雨等による影響が懸念される際には、SNS等を活用した注意喚起、果樹農業の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。
- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。また、気象庁が発表する気象情報や、被害防止に向けた技術指導通知、果樹農業現場における高温障害等の影響やその適応策等の情報発信に引き続き取り組む。

昭和三十六年法律第十五号

果樹農業振興特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 果樹農業振興基本方針等（第二条—第二条の四）
- 第三章 果樹園経営計画（第三条—第四条の二）
- 第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置（第四条の三—第五条）
- 第五章 雑則（第六条—第九条）
- 第六章 罰則（第十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 果樹農業振興基本方針等

（果樹農業振興基本方針）

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
- 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
- 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
- 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
- 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
- 六 その他必要な事項

3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（果樹農業振興基本方針の変更）

第二条の二 農林水産大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

（都道府県の果樹農業振興計画）

第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 栽培面積その他果実の生産の目標
- 二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 果樹農業の振興に関する方針
- 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
- 三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
- 四 果実の加工の合理化に関する事項
- 五 その他必要な事項

4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

（果樹農業振興計画の変更）

第二条の四 前条第五項及び第六項の規定は、果樹農業振興計画の変更について準用する。

第三章 果樹園経営計画

（果樹園経営計画）

第三条 第二条の三第六項の規定による提出があつた果樹農業振興計画に係る都道府県の区域内において果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者は、政令で定めるところにより、果樹園経営計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の現状
- 二 農業経営の改善目標
- 三 前号の改善目標を達成するため採るべき措置に関する計画
- 四 その他農林水産省令で定める事項

（都道府県知事の認定）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

-
- 一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。
 - 二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。
 - 三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。
 - 四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

(資金の貸付け)

第四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、果樹園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

第四章 果実の生産及び出荷の安定に関する措置

(生産出荷安定指針)

第四条の三 農林水産大臣は、特定果実（その需給が著しく均衡を失し、又は失するおそれがあり、かつ、その状態を改善するために一年を超える相当の期間を必要とすると見込まれる果樹の果実であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）について、かつ、その需要の動向及び生産の状況からみて需給が著しく均衡を失すると見込まれる年について、特定果実の生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体（以下「特定果実生産者等」という。）、次条の規定により指定を受けた法人並びに同条第二号に規定する法人に対する特定果実の安定的な生産及び出荷を図るための指針（以下「生産出荷安定指針」という。）を定めるものとする。

2 生産出荷安定指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、果樹農業振興基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 対象とする期間

二 特定果実の安定的な生産及び出荷の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的な事項

3 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、生産出荷安定指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、生産出荷安定指針の変更について準用する。

(法人の指定及び業務)

第四条の四 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施できると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を全国的に実施する者として指定することができる。

一 特定果実の安定的な生産及び出荷の促進並びに特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業を行うこと。

二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、特定果実の安定的な生産及び出荷を促進すること、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付することその他果実の生産及び出荷の安定に関する業務を都道府県の区域内において行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

三 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業を行うこと。

四 その他果実の生産及び出荷の安定に関する事業を行うこと。

(業務実施規程の承認)

第四条の五 前条の規定による指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、同条第一号に掲げる業務を実施しようとするときは、対象とする特定果実の種類、実施時期、実施方法その他農林水産省令で定める事項を記載した業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の承認の申請に係る業務実施規程が生産出荷安定指針に適合すると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(事業計画の承認等)

第四条の六 指定法人は、毎事業年度開始前に（第四条の四の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに）、同条各号に掲げる業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、第四条の四各号に掲げる業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(監督等)

第四条の七 農林水産大臣は、第四条の四各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 農林水産大臣は、指定法人が第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 農林水産大臣は、指定法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四条の四の規定による指定を取り消すことができる。

(勧告)

第四条の八 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の三第四項の規定により生産出荷安定指針が公表されている場合において、特定果実生産者等による特定果実の生産又は出荷が、指定法人が行う第四条の四第一号に掲げる業務又は都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該特定果実生産者等に対し、当該業務の実施に協力するよう必要な勧告をすることができる。

(外国産の果実等に関する措置)

第五条 政府は、外国産の果実又は果実製品の輸入によつて国内産の特定果実又は特定果実に係る果実製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果、特定果実の生産又は出荷に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、特定果実又は特定果実に係る果実製品につき、第四条の三から前条までに規定する措置によつてはその事態を克服することが困難であると認められるときは、当該外国産の果実又は果実製品の輸入に関し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(果実等の生産等の状況に関する情報の提供)

第六条 国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、果実及び果実製品の生産、集荷、貯蔵、販売等の状況を調査し、これらに関し必要な情報を提供するように努めるものとする。

(その他の援助措置)

第七条 国及び都道府県は、前条に規定する措置のほか、果樹園経営計画の作成及びその達成のために必要な助言及び指導、優良苗木の供給の円滑化のための援助、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な助言、指導その他の援助その他果樹農業の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

(果樹農業振興基本方針等と果樹農業の振興に関する施策)

第七条の二 国及び都道府県は、果樹農業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国にあつては果樹農業振興基本方針、都道府県にあつては果樹農業振興計画に即してしなければならない。

(消費の拡大及び輸出の振興)

第七条の三 国は、果樹農業の健全な発展に資するため、果実及び果実製品の消費の拡大及び輸出の振興に関し必要な施策を積極的に行なうように努めるものとする。

(報告の徴収)

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者又はこれらの者の組織する法人から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告を徴することができる。

(権限の委任)

第九条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十七年五月一日法律第一二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月三〇日法律第三九号) 抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇四号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三条第一項及び第四条の規定は、昭和四十三年四月一日以後にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定について適用し、同日前にされた果樹園経営計画の認定の請求及び当該請求に係る認定については、改正前の第三条第一項及び第四条の規定の例による。

3 昭和四十三年四月一日前にされた改正前の第三条第一項(前項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による認定の請求に係る果樹園経営計画についてした認定は、改正後の第四条の規定によりした認定とみなす。

附 則 (昭和四十七年五月一三日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月二六日法律第二七号)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一三年四月一一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

昭和三十六年政令第四百十五号

果樹農業振興特別措置法施行令

内閣は、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条第一項、第三条第一項第一号及び第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（果樹農業振興基本方針）

第一条 果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の果樹農業振興基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（果樹農業振興基本方針等の対象果樹）

第二条 法第二条第二項の政令で定める果樹は、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルとする。

（都道府県の果樹農業振興計画）

第三条 法第二条の三第一項の果樹農業振興計画は、第一条の目標年度までの期間につき定めるものとする。

（果樹園経営計画）

第四条 法第三条第一項の規定による果樹園経営計画の提出は、その作成者の住所地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。（特定果実）

第五条 法第四条の三第一項の政令で定める果実は、うんしゅうみかんとする。

附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十六年五月二十八日）から施行する。

附 則（昭和三十八年一月一八日政令第一号）抄

1 この政令は、農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一号）の施行の日（昭和三十八年一月二十日）から施行する。

附 則（昭和四一年七月一日政令第二二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日政令第一七三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月二日政令第一五九号）抄

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和四七年一月三〇日政令第四〇八号）抄

1 この政令は、農林省設置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第二百二十七号）の施行の日（昭和四十七年十二月六日）から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年八月一日政令第三〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二八日政令第二〇八号）

この政令は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（平成七年一〇月三一日政令第三六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年十一月一日から施行する。

附 則（平成九年七月九日政令第二四一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（委員の任期に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

一 略

二 果樹農業振興審議会

昭和六十年農林水産省令第二十二号

果樹農業振興特別措置法施行規則

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第四条の五第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、果樹農業振興特別措置法施行規則（昭和三十六年農林省令第二十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（指定法人の指定の申請）

第一条 果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）第四条の四の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五 法第四条の四各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書及び財産目録その他の法第四条の四各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（変更の届出）

第二条 法第四条の四の規定による指定を受けた法人は、その名称、住所、代表者又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（業務実施規程の記載事項）

第三条 法第四条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第四条の四第一号に掲げる業務に必要な経費に関する事項とする。

（権限の委任）

第四条 法第二条の三第六項（法第二条の四において準用する場合を含む。）及び第八条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、同条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

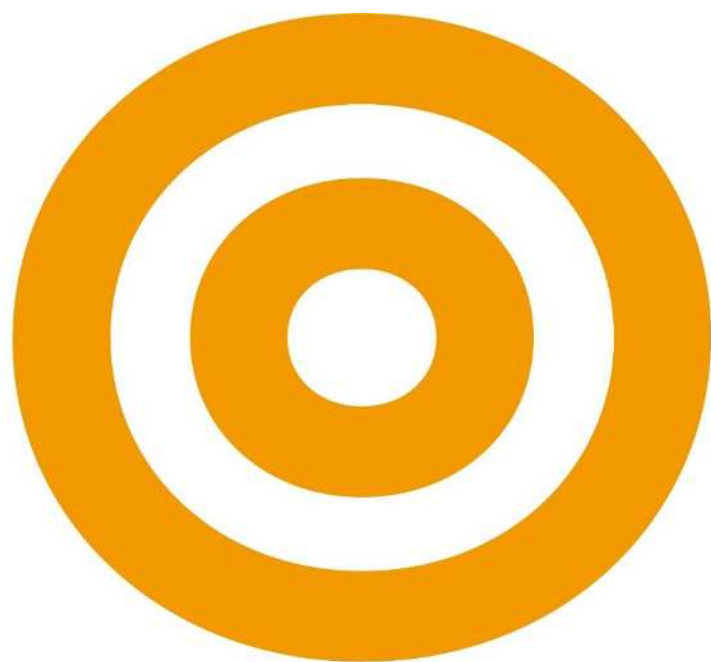
附 則 （平成二〇年一二月二八日農林水産省令第七三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。



佐賀 にじゅうまる